

史跡上野国分寺跡 保存活用計画



2019

群馬県教育委員会

史跡上野国分寺跡 保存活用計画

2019

群馬県教育委員会

序

上野国分寺は、聖武天皇の国分寺創建の詔により国家鎮護の寺として建立された本県を代表する奈良時代の遺跡で、大正 15 年 10 月に国史跡に指定されました。国分寺創建の詔では、「七重塔を持つ国分寺は「國の華」であり、必ず良い場所を選んで長く久しく保つように」とされました。史跡上野国分寺跡は、創建から 1250 年以上たった今でも史跡から眺める背後の山並みの景観が良好で、詔に示された環境をよくとどめているうえ、伽藍地全域がほぼ完全な形で残っている全国的に見ても貴重な国分寺遺跡です。

県教育委員会では、史跡上野国分寺跡を適切に保存・活用するため、昭和 48 年度から史跡指定地の公有地化を進め、併せて整備事業を進めてきました。昭和 55 ~ 63 年度にかけて発掘調査を実施し、平成 2 ~ 5 年度に塔・金堂(現講堂)基壇、南辺築垣の一部を復元するとともにガイダンス施設を建設して、その価値を県内外に発信してきました(第 1 期)。

その後、第 1 期整備から 19 年経過した平成 24 年度に整備事業を再開し、5 か年にわたる発掘調査(第 2 期)を実施しました。この調査では、これまで不明であった中門・回廊の位置がはじめて確認されたほか、100 年近くにわたって金堂とされてきた建物跡の前面で本来の金堂跡が発見されるなど、これまで想像されてきた上野国分寺の姿を大きく塗り替えることとなりました。そこで、第 2 期の調査研究成果に基づいた保存・活用を進めるため、『史跡上野国分寺跡保存活用計画』を策定いたしました。今後は本計画に基づき、適切に保存・活用を進めることで、史跡上野国分寺跡を確実に未来へと継承してまいります。

最後に、本書の作成にあたり多大なご支援とご協力を賜りました、文化庁をはじめ史跡上野国分寺跡保存活用計画策定委員会の諸先生方、地域住民の皆様、関係者の皆様に心より感謝の意を表し、序文といいたします。

平成 31 年 3 月

群馬県教育委員会

教育長 笠原 寛

例　言

- 1 本書は、群馬県高崎市東国分町・引間町、前橋市元総社町に所在する国指定史跡上野国分寺跡の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定は群馬県教育委員会が事業主体となり、文化庁の平成 30 年度国庫補助金を受けて実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては「史跡上野国分寺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁の指導・助言を受けて実施した。
- 4 本書の編集・執筆は群馬県教育委員会文化財保護課が行ったが、業務の一部を有限会社ウッドサークルに委託した。
- 5 計画案について、平成 30 年 12 月 7 日から平成 31 年 1 月 7 日にパブリックコメントを実施し、県民から 1 件のご意見をいただいた。
- 6 本書では、国分寺の主要伽藍を配置し、築垣で囲まれた区画を「伽藍地」と呼称している。
- 7 本書で使用した地図は以下のとおりである。
国土地理院発行 1/200,000 地勢図「長野」「宇都宮」、1/25,000 地形図「下室田」「前橋」、1/25,000 電子地形図、
前橋市発行 1/10,000 地形図、高崎市発行 1/10,000 都市計画基本図

目 次

第1章 保存活用計画策定の目的と経過	
第1節 保存活用計画策定の目的	1
第2節 保存活用計画策定の経過	2
1 組織	2
2 経過	2
第3節 上位計画との関係	3
第4節 計画の効果と期間	4
第2章 史跡上野国分寺跡の概要	
第1節 上野国分寺の概要	5
第2節 史跡指定の概要	6
1 指定の経緯	6
2 指定の状況	6
第3節 史跡をとりまく環境	11
1 自然環境	11
2 歴史的環境	13
3 社会的環境	16
第4節 発掘調査の概要	19
1 発掘調査の経過	19
2 第1期調査成果の概要	19
3 第2期調査成果の概要	21
4 国分僧寺尼寺中間地域(指定地外) の調査成果の概要	25
第5節 現在の整備状況	32
1 整備の経過	32
2 第1期整備の目的	33
3 第1期整備の内容	33
第6節 現況	37
第3章 史跡上野国分寺跡の価値と構成要素	
第1節 史跡上野国分寺跡の価値	40
第2節 史跡を構成する諸要素	45

第4章 現状と課題	
第1節 土地利用等の状況	48
第2節 現状と課題	51
1 保存	51
2 活用	51
3 整備	57
4 管理運営	58
第3節 関係法令と関連計画	61
1 文化財保護法	61
2 都市計画法	61
3 景観法	62
4 農地法	63
5 農業振興地域の整備に関する法律	63
第5章 計画の大綱	64
第6章 保存	
第1節 保存の方向性	65
第2節 保存の地区区分	65
第3節 保存の方法	69
第4節 現状変更等の内容と許可	70
1 史跡指定地の現状変更等について	70
2 周知の埋蔵文化財包蔵地に おける土木工事等について	72
第5節 現状変更等の取扱い基準	72
第6節 発掘調査	74
第7節 追加指定等	74
第8節 公有地化	75
第9節 周辺環境の保全	75
第7章 活用	
第1節 活用の方向性	78

第2章 活用の方法	78
1 学習の場としての活用	78
2 地域づくりの場としての活用	78
3 研究交流の場としての活用	79
4 観光交流の場としての活用	79
5 第2期整備事業期間中の活用	80
第8章 整備	
第1節 整備の方向性	81
第2節 整備の基本方針	81
第3節 整備の方法	82
1 地盤整備と水路暗渠化	82
2 伽藍の整備	82
3 ガイダンス施設の展示改修	82
第4節 整備の事業計画	82
第9章 管理運営	
第1節 管理運営の方向性	85
第2節 方法と体制	85
1 管理運営体制の充実	85
2 地域住民との協働体制の強化	85
第10章 行動計画の策定・実施	86
第11章 経過観察	
第1節 方針	87
第2節 方法	87
卷末資料	

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

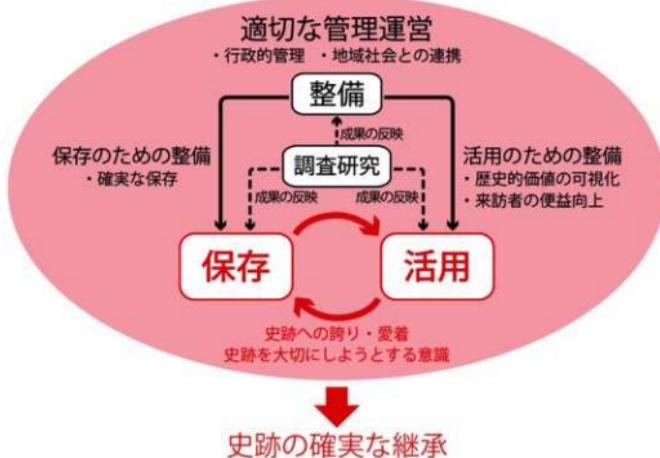
第1節 保存活用計画策定の目的

本計画は、史跡上野国分寺跡の適正な保存及び活用の方向性を定めるために策定するものである。

上野国分寺跡は、「日本の歴史の正しい理解のために、欠くことのできない遺跡」として大正15年(1926)に史蹟に指定された。現在まで長きにわたって地域住民に愛され守られてきたこの史跡を、今後も群馬県が誇る史跡として確実に保存し、未来へと継承していくなければならない。それには適切に保存するだけでなく、積極的な活用を図ることで史跡への理解を促すことが重要である。

そのために群馬県教育委員会では、保存及び活用のための整備を行ってきた。昭和55年度(1980)から9か年にわたる発掘調査を実施して上野国分寺の実態を把握し、その調査研究成果に基づき平成2(1990)～5年度(1993)にかけて塔基壇・金堂(現講堂)基壇・南辺築垣の復元等を行った(第1期整備)。しかし、第1期整備事業は完成を待たずに中断となり、その後20年近く経過した平成24年度(2012)になって整備事業が再開されることとなった(第2期整備)。平成24年度から5か年かけて実施した発掘調査では、金堂院を構成する全ての建物群が初めて確認されたほか、鐘楼などが再評価されたことで、これまで想定されてきた上野国分寺の姿を大きく塗り替えることとなった。今後、この第2期の調査研究成果に基づく整備を行い、適切な活用を図ることで上野国分寺への理解を促し史跡を大切にしようとする意識を醸成することが重要である。また、上野国分寺を理解することが東国における古代上野国の歴史・文化、さらには日本の歴史・文化を理解することにつながっていく。

本計画では、現状と課題について整理するとともに史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存していくための方法や活用・整備・管理運営の方向性等を明文化する。これにより行政と地域住民・県民が史跡の価値を共有し、協働して上野国分寺跡の保存と活用を推進することを目指す。さらに、史跡指定地のみならず上野国分尼寺跡を含めた周辺地区を取り込むことで、史跡と一体となった歴史的環境の保全を目指すものである。



第1図 本計画における保存と活用のイメージ図

第2節 保存活用計画策定の経過

1 組織

保存活用計画策定にあたり、有識者からなる「史跡上野国分寺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁指導の下、協議検討を重ねた。

委員

前澤 和之 群馬県地域文化研究協議会会長(古代史：委員長)
須田 勉 元国土館大学文学部教授(考古学：副委員長)
藤井 恵介 東京大学名誉教授・東京藝術大学客員教授(建築史)
佐藤 信 東京大学名誉教授・大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事(古代史)
小野 健吉 和歌山大学観光学部教授(庭園史)

指導助言

浅野 啓介 文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
オブザーバー

高原 啓成 県生活文化スポーツ部文化振興課東国文化推進室長
田中 隆夫 前橋市教育委員会事務局文化財保護課長
角田 真也 高崎市教育委員会事務局文化財保護課長
眞塙 満之 上野国分寺まつり実行委員会未来地域づくり委員長
淡嶋 慧 上野国分寺遺跡愛好会長
阿部 明雄 前橋市元総社地区自治会連合会長

事務局

古澤 勝幸 県教育委員会事務局文化財保護課長
青木 道則 県教育委員会事務局文化財保護課次長
桜井 美枝 県教育委員会事務局文化財保護課補佐(埋蔵文化財係長)
齊藤 英敏 県教育委員会事務局文化財保護課文化財活用係長
橋本 淳 県教育委員会事務局文化財保護課文化財活用係指導主事

2 経過

第1回委員会(平成30年6月21日)

保存活用計画の構成案、策定の目的、史跡の概要の内容検討、地区区分の検討

第2回委員会(平成30年8月24日)

史跡の価値、現状と課題、保存の検討

第3回委員会(平成30年10月23日)

活用、整備、管理運営と体制等の検討、全体を通しての検討

パブリックコメント(平成30年12月7日～平成31年1月7日)

第4回委員会(平成31年1月24日)

全体を通しての検討、最終確認

第3節 上位計画との関係

平成23年(2011)3月に群馬県によって、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)が策定された。翌年の平成24年(2012)4月1日付で改定が行われ、重点プロジェクトの一つ、「ぐんまイメージアッププロジェクト」に「東国文化の中心・群馬の再認識」が新たな取組として追加された。この中で史跡上野国分寺跡が具体例として取り上げられ、平成24年度から整備事業が再開されることとなった。この政策は、平成28年(2016)3月に策定された第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」(平成28年度～平成31年度)に引き継がれており、本計画の策定はこれに基づくものである。

○第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)

基本理念 先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

プロジェクト14 ぐんまイメージアッププロジェクト

3 「東国文化の中心・群馬の再認識」

古代の東国文化の中心地であり東日本最大の古墳県である本県が誇る歴史文化遺産について、調査研究を進め、県民の再認識を促すとともに、観光やイメージアップ等における活用や全国への発信を推進します。

(1)歴史文化遺産の再認識・環境整備

- ・子どもたちをはじめ、多くの県民が本県の貴重な歴史文化遺産を再認識できるよう促し、郷土への誇りと愛着を育みます。
- ・上野国分寺跡などの全国レベルの価値を持つ史跡について、誰もが見に行きたくなるような環境整備を進め、貴重な文化財の保護と活用を図ります。
- ・岩宿遺跡など旧石器時代から始まる本県の歴史を、豊富な歴史文化遺産によって物語として構成し、新たなくんまブランドを創出します。

(2)歴史文化遺産による観光振興・イメージアップ

- ・本県が誇る歴史文化遺産を、群馬の観光資源として磨き上げ、誘客を推進するとともに、リピーターの増加を図ります。
- ・全国に向けた群馬の魅力的な歴史文化遺産のPRに力を注ぎ、イメージアップの推進を図ります。

(3)推進体制の整備

- ・東国文化の発掘・活用・発進のための推進体制を整備し、市町村や県民と連携して推進していきます。

○第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」(平成28年度～平成31年度)

基本理念 群馬の限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創世する

～「魅力あふれる群馬」の実現～

政策1 群馬の未来を担う子ども・若者の育成

無限の可能性を持つ子ども・若者を、未来の経済・社会を担う人材として育成します。

1 郷土への誇りと愛着の育成

郷土・群馬で生まれ育ったことに誇りと愛着を持ち、郷土に関心を持つ子どもを増やします。

(1)郷土に誇りを持てる学びの推進

②世界遺産や古代東国文化をはじめとする歴史遺産を活用した学びを推進します。

政策 11 群馬の産業の強みを活かす戦略

第一次から第三次産業まで、本県ならではの各産業の強みと特性を活かした産業振興を進め、経済の活性化と雇用の創出を目指します。

3 魅力あふれる観光県ぐんまの推進

「群馬よいとこ観光振興条例」に基づき、国内外からの観光誘客を促進するとともに、地域観光資源の整備と活用を進め、観光産業を振興します。

(2)地域資源を活かした観光地の魅力向上

②優れた歴史・文化を活用し、輝く価値を発信します。

政策 12 豊かな文化・魅力を活かしたイメージアップ

群馬の魅力を再発見し、県民の誇りを醸成するとともに、群馬のブランド力の強化・発信、歴史文化遺産や文化・スポーツの活用により、群馬のイメージアップを進めます。

3 歴史文化遺産活用・発信

世界遺産や東国文化など、本県が誇る歴史文化遺産を活かして、県民の再認識を促すとともに、群馬のイメージアップにつなげます。

(2)東国文化の活用・発信

③文化財を磨き上げることにより、豊かな自然環境と優れた歴史・文化を合わせた新しい魅力を持った文化財ネットワークを創出します。

○第2期群馬県教育振興基本計画(平成 26 年度～平成 30 年度)

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」

基本施策 1 時代を切り拓く力の育成

柱 2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組 5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進

2 課題

- (1)県内の歴史的価値ある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りをもたせること
- (2)文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと
- (3)文化財の活用につながるよう、文化財の保護、文化財指定、調査研究等を計画的に進めること

4 主な取組内容

- (5)史跡上野国分寺跡の整備事業を進め、発掘調査成果等を広く情報発信するとともに、学校教育、生涯教育での一層の活用促進を図ります。

第4節 計画の発効と期間

本計画は、平成 31 年(2019) 4 月 1 日より発効する。期間は 2028 年度までとし、その後は状況に即して見直しを行う。また、期間中でも必要に応じて見直しを行う。

第2章 史跡上野国分寺跡の概要

第1節 上野国分寺の概要

天平13年(741)、仏教の力で国を守る鎮護国家思想に基づき、聖武天皇によって国分寺創建の詔が発せられた。寺は国分僧寺と国分尼寺の二寺制とし、国分僧寺は「金光明四天王護國之寺」として七重塔を建て、金字で書写した護國經典である「金光明最勝王経」を安置した。地方において、これまでにない高層建築物である七重塔を備えた国分寺は、まさに「國の華」であった。

こうして国家的な一大プロジェクトとして全国一斉に始まった造営事業で、上野国分寺は群馬県のほぼ中央に位置する当時の群馬郡、現在の前橋市と高崎市の市境に建立された。東西219m、南北231mの伽藍地を築垣で囲み、その広大な敷地の中に朱塗り・瓦葺きの堂塔が配置された上野国分寺は、見る者を圧倒する存在であったろう。

これまでの発掘調査によって、上野国分寺は伽藍地東西軸の中央に伽藍中軸線を設定し、南から南大門・中門・金堂・講堂が、建物の中心を揃えて一直線に配置されていたことが分かっている(第2図)。本尊である丈六釈迦座像を安置する金堂は、中門と回廊で囲まれて聖域である金堂院を形成し、全国最大級の規模を誇った七重塔は金堂院の外、金堂と並立するように西側に配置された。講堂の北には僧侶が居住する僧坊が置かれていたと考えられるが、建物跡が確認できておらず判然としない。さらにその北側には一定の空間があり、管理運営施設等の建物の存在が推定されるが、後世の削平により遺構は失われてしまっている。

上野国分寺の創建年代に関する史料はないが、『続日本紀』の天平勝宝元年(749)5月と閏5月に碓氷郡と勢多郡の豪族が国分寺への知識物献納によって上位の位階を得た記録が見える。天平19年(747)の郡司に協力を求め、3年以内に「塔・金堂・僧坊」を造り終えることとした督促の詔から3年目であり、国分寺に対する献納の初例であることから、この頃に全国でも早い段階で主要伽藍が整つたとする見解がある。発掘調査成果からは、塔が回廊の外に置かれる興福寺式伽藍配置であるものの、



第2図 上野国分寺推定復元図

塔と金堂を東西に並立した特徴的な配置であること、また金堂よりも講堂の規模が大きかったことが判明している。こうした特徴は前代の白鳳寺院の様式に近く、諸国国分寺のなかでも古相を示していると考えられ、上記した「上野国分寺は全国でも早い段階で主要伽藍が整った」とする見解と矛盾しない。こうした背景には、古墳時代以来、東国の中心地として栄えた上野国内各地の豪族の協力があり、その力を結集して上野国分寺の建立がなされたと言うことができるであろう。出土する文字瓦からは群馬県中東部の勢多・佐位・新田・山田郡や西部の多胡・緑野郡が深く関わったことが分かっている。

長元3年(1030)の上野国司の交替に際して作成された「上野国交替実録帳」(p42, 43参照)からは衰退期の様子を知ることができる。これには破損の状況と無実(既に滅失した)のものが箇条書きされており、築垣や南大門などの諸門、萱葺僧房等が壊れて無くなり、仏像も多くが破損していることが記されている。諸郡の協力によって完成した上野国分寺も、この頃には外郭施設が全て無くなってしまっており、かなり衰微している状況をうかがい知ることができるが、金堂や講堂・塔はまだ存立していたようである。しかし、金堂の推定南東角の直近で13世紀後半～14世紀末と考えられる梵鐘铸造土坑が検出されていること、また講堂が14世紀代には墓地として利用されていることから、遅くともこの頃までは創建以来の伽藍は無くなってしまったと考えられる。なお、発掘調査の所見では堂塔が焼失した痕跡は認められないことから、いずれも自然倒壊したのだろう。

これまで述べてきたとおり、上野国分寺跡は発掘調査によって伽藍の様子がほぼ明らかになっているうえ、文献史料から創建期や衰退期の状況が分かる、発掘調査成果と文献史料の両面から日本の歴史を描くことのできる、全国で唯一の国分寺である。古代上野国を語るうえでかけがえのないことはもとより、全国レベルでの国分寺制度研究に欠かすことのできない群馬県を代表する史跡といえるのである。

第2節 史跡指定の概要

1 指定の経緯

大正15年(1926)2月に内務省の柴田常恵氏により、史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8年(1919)施行)による史蹟指定に向けた現地調査が行われた。これ以前にも、全国で18か国の国分寺跡と3か国の国分尼寺跡の史蹟指定がなされており、「日本の歴史の正しい理解のために、次ぐことのできない遺跡」として国分二寺の価値・重要性が重視され、数ある史蹟候補地のなかでも優先して指定が進められたことが分かる。こうした経緯を受けて上野国分寺跡も指定対象となり、調査が行われたものと思われる。

柴田氏による調査は、『埼玉茨城群馬三県下に於ける指定史蹟』(内務省1927)において詳細に報告された。これによると、中央及び南西部に2基の土壇が残存しており、南西部の土壇は心礎のほか14個の礎石が残存していて明らかに塔跡であること(第5図上)、中央の土壇は12個の礎石が確認され、金堂跡に比定されること(第5図下)が述べられている。こうした配置から、遠江国分寺(現特別史跡)に似た伽藍配置が推定された。これ以外にも南門と考えられる礎石3個(第6図)、東門と考えられる礎石1個が確認されている。

2 指定の状況

(1) 指定告示

官報告示: 大正15年(1926)10月20日付け 第4248号

(2) 指定の概要

名 称：上野國分寺跡

指定基準：保存要目史蹟の部第二「社寺の址跡及祭祀信仰に関する史蹟にして重要なもの」のうち「社寺の址跡にして重要なもの」

指定説明：天平十三年國分寺創建ノ詔ニ依リ造營セラレシモノノ一二属ス南ニ細長キ低地ヲ有スル臺地上ニ在リテ二基ノ土壇參道ト覺シキ堀割等ヲ遺存シ礎石ハ右二基ノ土壇及他ノ所ニ點々存在ス區割略々整ヒ善ク舊規ノ見ルベキモノアリ

所 在 地：群馬県群馬郡国府村大字引間字石堂

249番・250番・251番・252番・253番・254番・255番・256番・257番・258番・
259番・260番・261番／1・261番／2・262番・263番・264番・265番・266番・
267番・268番

同県同郡同村同大字字妙見 191番

同県同郡同村大字東国分字村前

239番・240番・241番・242番・243番・244番・245番・246番・247番・248番・
249番・250番・251番・252番・253番・254番・255番／1・255番／2・256番・

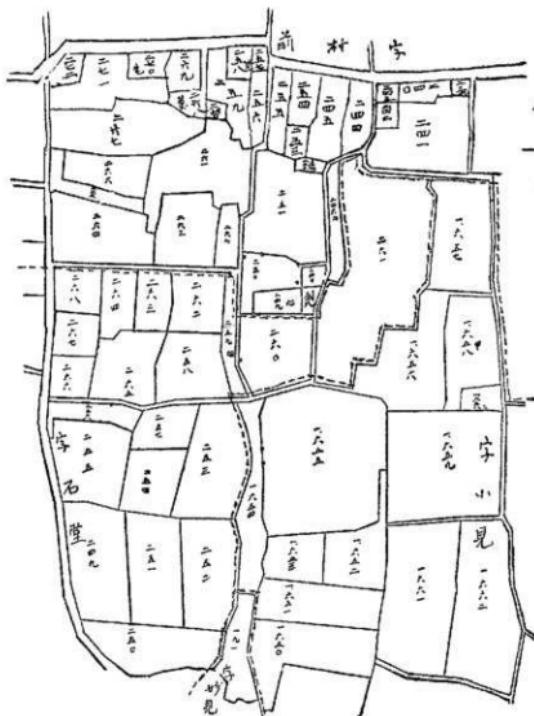
257番・258番・259番・
260番・261番・262番・
263番・264番・265番・
266番・267番・268番・
269番・270番・271番／1・
271番／2・272番

同県同郡元總社村大字元總社字小見

1650番・1651番・1652番・
1653番・1654番・1655番・
1656番・1657番・
1658番／甲・1658番／乙・
1659番・1661番・1662番

指定面積：62,459.85m²

(公図より)



第3図 指定地域図

官報告示

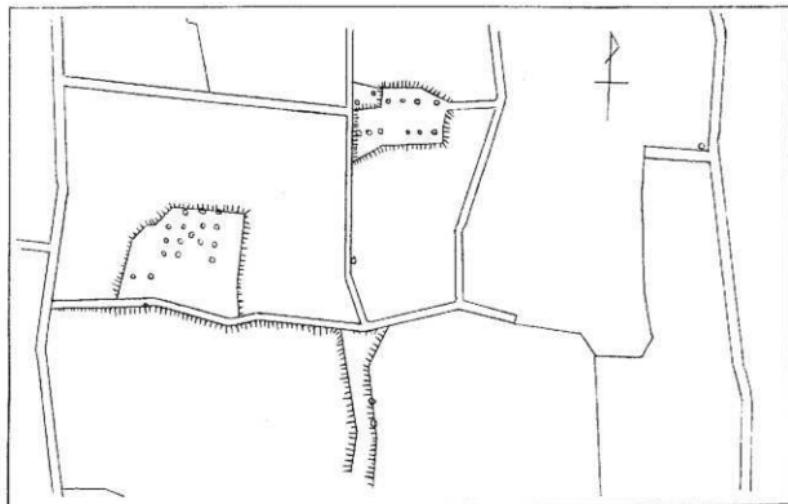
内務省告示第三五十八號
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左
ノ通語之不

內西大書

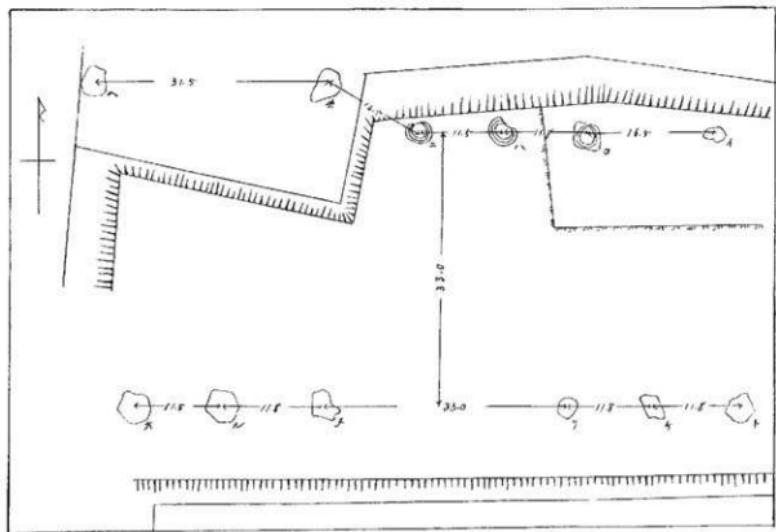
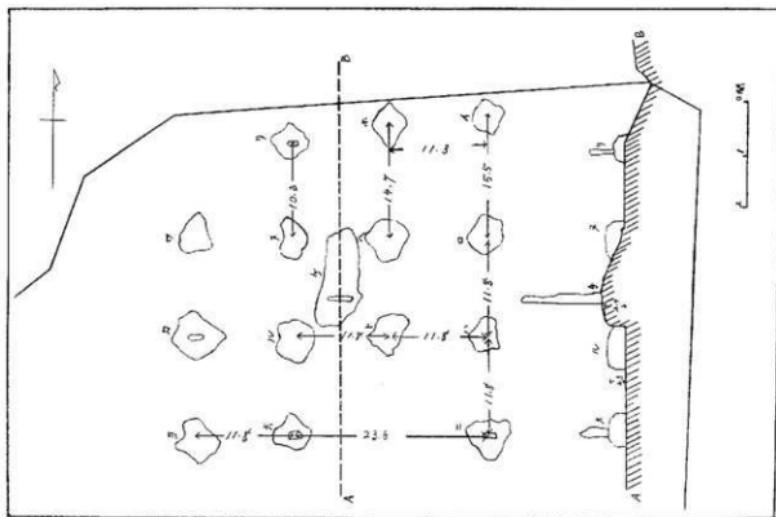
第一類

名稱 所在地 成
新嘉坡 蘭花園

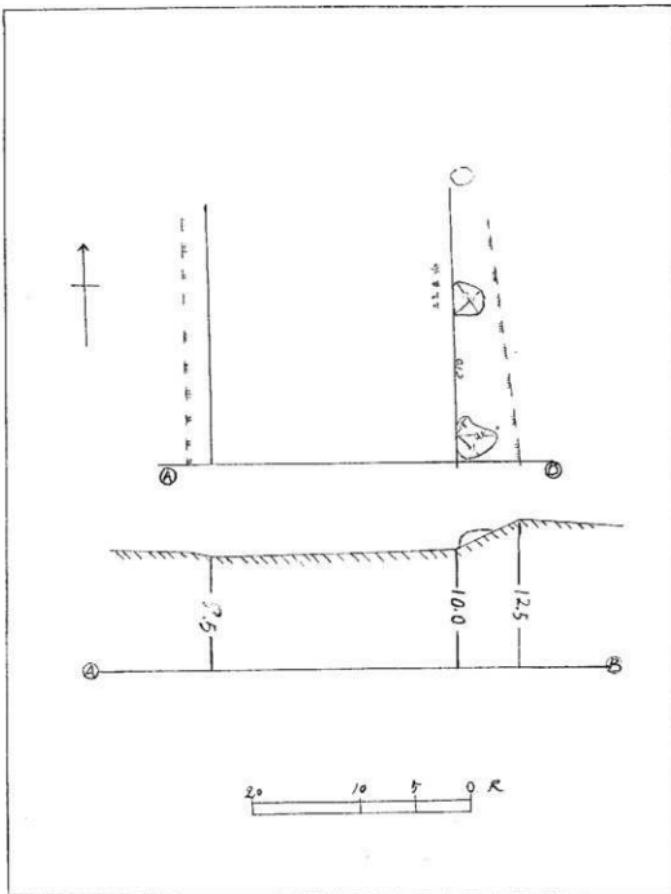
卷一百一十一



第4図 墓石配置図



第5図 塔跡(上)と金堂(現講堂)跡(下)実測図



第6図 前面(南大門跡と推定された礎石)実測図

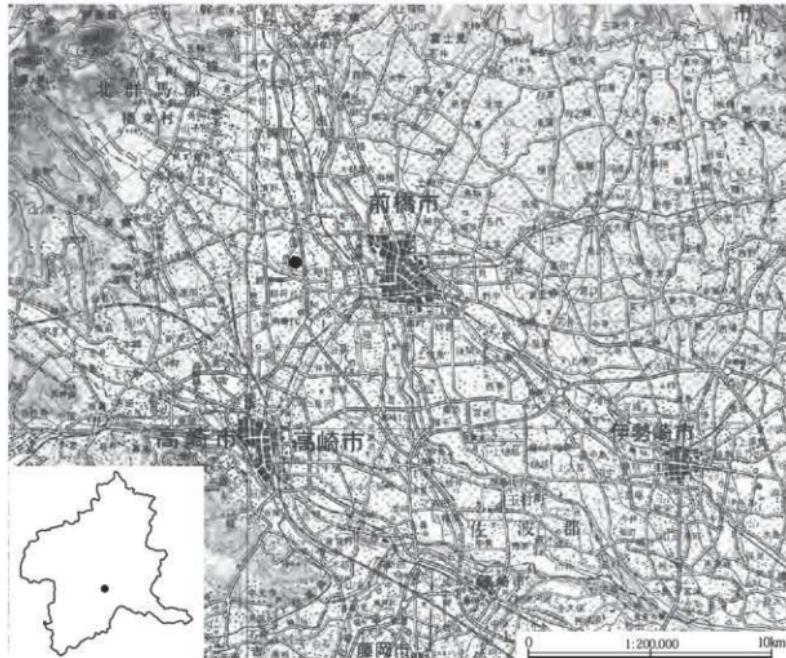
第3節 史跡をとりまく環境

1 自然環境

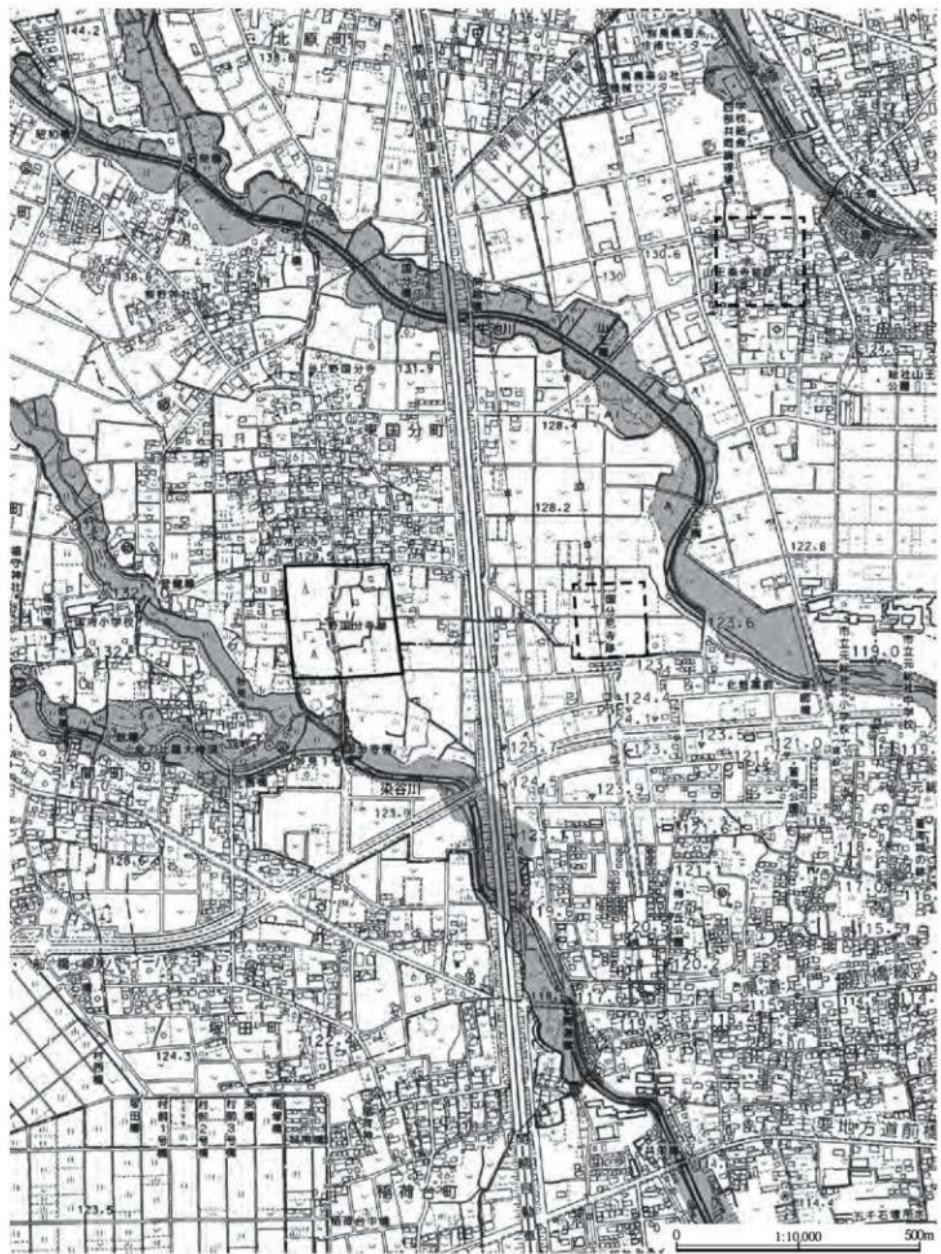
(1) 位置と地形

本史跡は前橋市街地の西方約4km、高崎市東国分町・引間町、前橋市元総社町にまたがって所在する。関東平野の北端にあたり、山地から平野部に移行するところに南流する利根川を挟んで西に榛名山・東に赤城山が円錐状火山特有の広大な裾野を広げて聳えており、その榛名山東南麓に広がる相馬ヶ原扇状地の末端付近に位置する。相馬ヶ原扇状地は、約1.8万年前の榛名山の山体崩壊に伴う岩屑などが堆積したもので、その後、幾筋もの中小河川が扇状地面を扇の骨組みのように浸食し、細長く伸びる台地を形成した。本史跡もそうした台地の一つ、南を染谷川・北を牛池川に挟まれた、北西から南東への緩い傾斜を示す台地上に立地する。標高は125.5～129.5mを測る。本史跡の西方には弁天川によって開析された谷があり、台地をさらに掘り込んでいる。この細長い台地上の東西に並んで国分寺が配置され、西縁近くに僧寺、東縁近くに尼寺が建立された。国分寺がある位置の台地の東西幅は約1kmで、僧寺の南西角から南へ30m程、また尼寺の北東角から東へ40m程で谷地との断崖となる(第8図)。

この南面から遠く周囲を仰ぎ見ると、西に妙義・浅間、北西間に榛名、北に小野子・子持、北東に武尊・赤城の山々を望み、南から南東にかけては視界を遮ることのない平野が広がる、創建の詔が示す「好處」にふさわしい景観をなしている。



第7図 史跡の位置



第8図 史跡周辺の地形

(2) 気候

前橋市の気候(昭和 56 年(1981)～平成 22 年(2010)の平均値)は、年平均気温 14.6℃、年間降水量 1,248.5mm となっている。内陸性の気候で降水量が少なく、夏期の気温が高い。冬期は晴天の日が多く、北西の季節風「からつ風」が時に強く吹く。

2 歴史的環境

(1) 国分寺創建以前

上野国分寺跡が立地する相馬ヶ原扇状地では、旧石器時代の遺跡は確認されていない。扇状地を形成した約 1.8 万年前の岩屑なだれの堆積によって荒涼とした斜面となり、特に本史跡の位置では、その後の湿地化による前橋泥炭層の形成、さらには洪水堆積物による総社砂層が厚く堆積しており、旧石器時代には人々が生活できる環境ではなかったと考えられている。完全に離水した縄文時代前期以降になって、ようやく人々の生活の場として展開が始まる。本史跡や国分僧寺尼寺中間地域(第 9 図 17、以下、遺跡名の後の数字は第 9 図での No を示す)で縄文時代中期の集落が確認されている。

弥生時代には、中期以降になって扇状地の扇端付近に集落が営まれる。隣接する谷筋を水田に開発したと考えられ、国分僧寺尼寺中間地域でも集落が確認されている。本史跡の南方約 3km には、環濠を備えた集落と浅間 C 軽石によって埋没した水田遺構が検出された史跡日高遺跡(23)がある。

古墳時代になると有力豪族のもと、先進的な土木技術により谷筋から平野部へと急速に水田開発が進み、大規模集落が営まれはじめる。渡来人からもたらされた土木や金属加工、馬の生産などの先進技術を積極的に導入し、地域経営を進めた豪族の墓である古墳が数多く造られ、群馬県は全国屈指の古墳県として知られる。本史跡近辺では、南西約 3.5km に有力豪族の墓域である保渡田古墳群がある。保渡田古墳群は、5 世紀後半から 6 世紀初頭にかけて築造された 100 m 級の前方後円墳である井出二子山古墳(18)・八幡塚古墳(19)・薬師塚古墳(20)の 3 基(いずれも史跡)からなる。その南東約 1km には三ツ寺 I 遺跡(21)がある。三ツ寺 I 遺跡は、一辺 86 m の方形区画の周間に幅 30 m・深さ 4 m の広大な濠をめぐらした豪族居館跡である。区画の内部からは館の中心となる大型の掘立柱建物や井戸、石敷きの祭祀場等が見つかっている。この居館跡は時期が重なることから、保渡田古墳群を築造した人物がこの館の主であったと考えられている。また、北西約 1.5km には三ツ寺 I 遺跡と同時期、同規模と考えられている豪族居館跡である史跡北谷遺跡(22)がある。北谷遺跡は一辺約 90 m の方形で、周間に幅 30 m 以上・深さ 3 m 以上の濠がめぐらされており、構造や規模が三ツ寺 I 遺跡とよく似るが、未調査の部分が多く詳細は分かっていない。

北東約 2km には、5 世紀後半から 7 世紀末にかけて築造された遠見山古墳(4)・王山古墳(5)・二子山古墳(6)・愛宕山古墳(7)・宝塔山古墳(8)・蛇穴山古墳(9)の 6 基(二子山・宝塔山・蛇穴山の 3 古墳は史跡)で構成される総社古墳群がある。そのうち、7 世紀代に造られた愛宕山・宝塔山・蛇穴山の 3 古墳は、それぞれ一辺長が 56 m・66 m・44 m の方墳であり、古墳時代終末期の上野国を代表する氏族の墓とされる。宝塔山・蛇穴山古墳の横穴式石室は、高度な石材加工技術による截石切組積である。また、宝塔山古墳の家形石棺の脚部には格狭間が彫られており、仏教文化の影響を見ることができる。同時期の上野国内にはこれら 3 古墳に匹敵する古墳ではなく、7 世紀になつて上野国内の勢力が総社古墳群を築いた豪族に一元化されたことを示している。

北東約 1 km の牛池川を隔てた隣の台地には、東日本最古級の史跡山王廃寺跡(3)がある。7 世紀後半の創建で、中門と講堂に取付く 80 m 四方の回廊のなかに、金堂と塔を東西に並立して配置する法起寺式伽藍配置をもつ。ここでは、高度な石造品加工技術を駆使した地下式の塔心礎や石製鷲

尾・根巻石、また 4,000 点を超える塑像片が見つかっている。塑像片は、法隆寺(奈良県)の塔本塑像群に匹敵するもので、極めて高い製作水準をもつものとして注目される。これら高度な技術から、山王廃寺は総社古墳群を築いた豪族によって建立されたと考えられるとともに、ヤマト王権との強い結びつきがあったことがうかがえる。

南東約 1.4km、国分二寺が載る同じ台地上に上野国府推定地がある。国庁(10)をはじめとする明確に国府の存在を示す遺構は確認されていないが、周縁地域に当たる元総社小学校校庭遺跡(15)や元総社蒼海遺跡群(11)で大型の掘立柱建物跡が検出されており、国府に関連する遺構と考えられている。元総社寺田遺跡(14)からは、「國厨」・「曹司」と書かれた墨書き土器や、律令祭祀に使われたと考えられる人形が出土しており、近隣に国府が存在したことを示している。鳥羽遺跡(16)からは、周囲に堀をめぐらした神社遺構や鍛冶工房跡が検出されている。また、元総社明神遺跡(13)では南北方向の、閑泉橋遺跡(12)・元総社蒼海遺跡群(11)では東西方向の大溝が検出されており、国府域を限る大溝との見解もある。

このように、総社古墳群を築き山王廃寺を建立した豪族によって 7 世紀に上野国内の勢力が統合されたことで、その本拠地である群馬郡に上野国府が置かれ、それに近接して国分二寺が建立されたと考えることができる。上野国分尼寺跡(2)は、関越自動車道を挟んで国分僧寺の東方約 500 m にある。

都との往来は東山道駅路を利用したと考えられるが、最初に造成された「牛堀・矢ノ原ルート」は史跡地から 5 km 以上南方にあり、国府から離れた位置を通過する。国府へは「牛堀・矢ノ原ルート」から分岐した南北道路(推定日高道(25))が存在したようである。太田市や伊勢崎市、佐波郡玉村町で確認されている「牛堀・矢ノ原ルート」は幅が 12 m 程あり、7 世紀後半に造営され 8 世紀後半に廃絶している。その後は、史跡地の南方約 1.8km の位置を通る「国府ルート」(24)に付け替えられたとされ、幅も 6 m 程に縮小されたとの見解が有力となっている。「国府ルート」は南西から北東方向に国府推定地へと向かっている。

(2) 国分寺廃絶以降

上野国分寺が廃絶した時期は明らかでないが、14 世紀代には講堂が墓地となっていること、金堂直近で 13 世紀後半～14 世紀末と考えられる梵鐘鑄造土坑が検出されていることから、遅くとも 14 世紀までには創建時の伽藍は失われたと考えられる。その後は、東西・南北方向の大溝による区画が各所に見られ、環濠屋敷の様相を呈すようになる。中世の墓壙も多く検出されており、国分寺とは違った機能・性格として利用されていたようである。

史跡の北方、東国分の畠からは埋納されていた梵鐘が掘り出されている。梵鐘には「上野州群馬郡府中妙見寺」や「應永十七年庚寅十一月三日」(1410 年)などの銘文があり、現在も谷を隔てた南西にある妙見寺(26)の存在が知られるが、上野国分寺との関係は明らかになっていない。

15 世紀には、上野国府跡を利用して総社長尾氏により蒼海城が築かれた。しかし、同じ頃に厩橋城(27)が築城されると、政治の中心が利根川左岸へと移っていく。厩橋城は上杉謙信の関東越山の際の拠点となり、江戸時代には江戸の北方の守りとして重視され、「関東の華」と称えられた。

天正 18 年(1590)の徳川家康の関東入国に際し、徳川四天王の一人である井伊直政が箕輪城に配置されて当地を支配した。慶長 3 年(1598)に直政は居城を高崎城に移し、当地は高崎城主の支配下となる。蒼海城には慶長 6 年(1601)に秋元長朝が入封するが、蒼海城が荒れていて修復の余地がなかったのを見て、植野勝山の地に総社城(28)の建設を開始し、蒼海城は廃城となる。江戸



時代には、当地は総社藩領・高崎藩領・天領・沼田藩領・前橋藩領など支配がめまぐるしく替わった。

江戸時代初期、中国からの絹織物の大量の輸入が貿易収支を圧迫したため、幕府は正徳3年(1713)に養蚕奨励策を打ち出すと養蚕業は全国に拡大し、特に土地の2／3が山地で、火山灰地が多く稻作に適さない土地が多い群馬県地域では、多くの農家に養蚕・製糸業が現金収入を得るための副業として広まった。幕末に横浜が開港すると生糸は主要な輸出品となり、明治政府は高品質の生糸と生産量の増加を目指し、明治5年(1872)に官営模範工場富岡製糸場(国宝・重文・史跡)を開設した。群馬県では養蚕農家による技術革新も進み、全国の養蚕・製糸業を牽引した。史跡地周辺一帯も養蚕が盛んな地域で、史跡地も公有地化以前は大部分が桑畠であった。

3 社会的環境

(1) 交通

最寄駅はJR上越線群馬総社駅で直線距離にして2.4km、またJR上越線と両毛線が分岐する新前橋駅までは2.8kmである。実際に歩くとなるとさらに距離が増し、それぞれの駅から50分程度となる。JR前橋駅からは史跡近隣を通る2社のバス路線があり、ガイダンス施設開館時間内での運行はそれぞれ3本と1本となっている。

自家用車を使用する場合は、史跡の南側に(主)前橋安中富岡線バイパス(西毛広幹線道路、以下、西毛広幹道という)が開通し、アクセスが格段によくなつた。西毛広幹道の開通に合わせ、史跡を南から訪問できるよう進入路と天平の道駐車場が整備されている。史跡の南2.3kmには関越自動車道前橋インターチェンジがあり、降りて10分足らずで史跡に到着することができる。また、関越自動車道下り線からは史跡がよく視認できる。

(2) 史跡周辺の主な文化・観光施設(第10図)

①高崎市国府公民館(高崎市引間町)

史跡地の南西130m程に所在。上野国分寺まつりの拠点であり、歴史講演会の会場ともなる。通常は地域住民が集い、楽しみ、学ぶ「場」として、「人づくり・地域づくり」を目指した事業を開催している。

②前橋市総社歴史資料館(前橋市総社町総社)

総社古墳群の宝塔山古墳と蛇穴山古墳の間に建設された。総社古墳群・史跡山王廐寺跡を中心に、総社城や天狗岩用水など当地区の基礎を築いた秋元氏に関する展示を行っている。

③上毛野はにわの里公園(高崎市井出町・保渡田町)

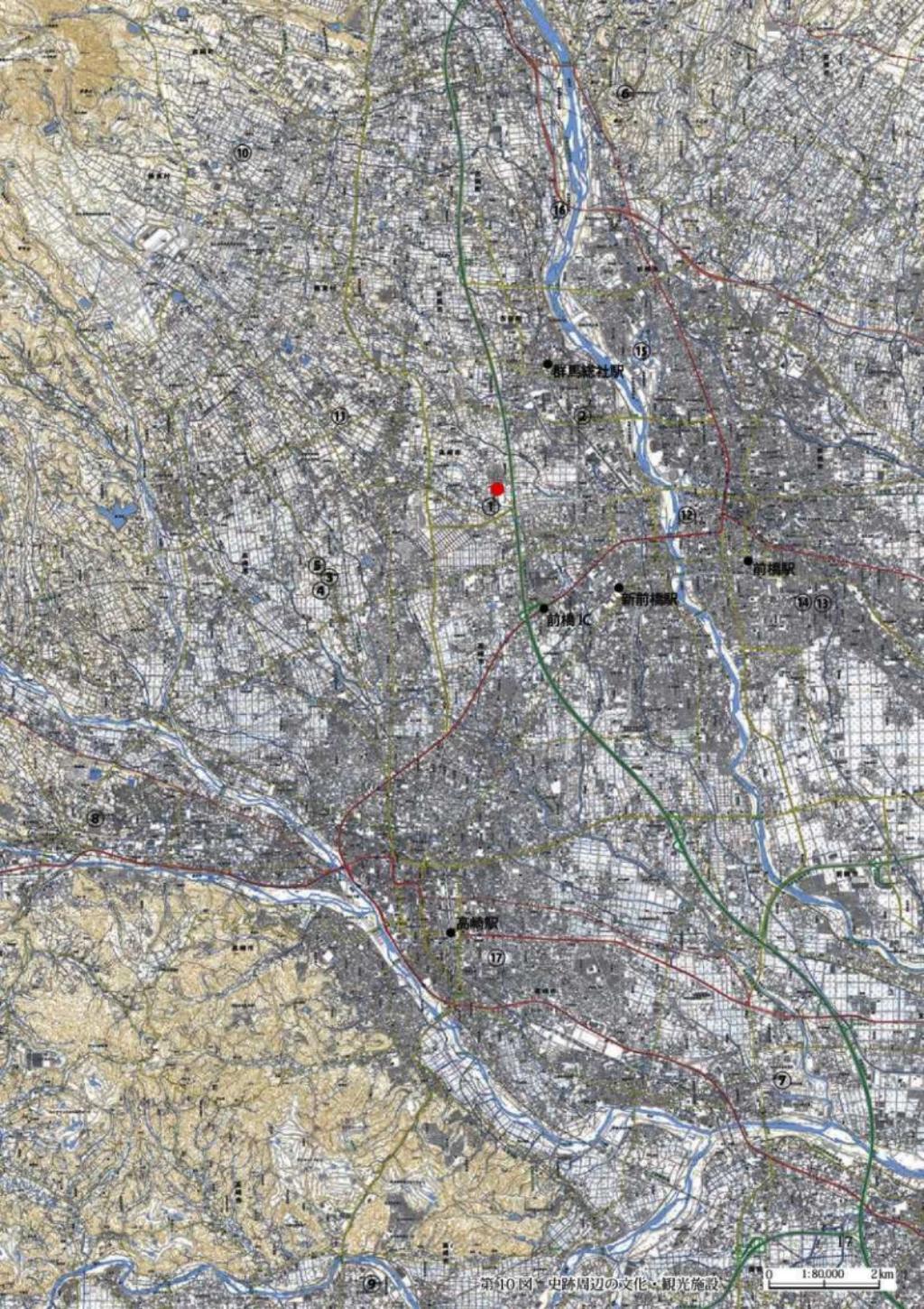
高崎市井出町・保渡田町にまたがる、広さ12.9haの歴史公園。園内には、国指定の保渡田古墳群、かみつけの里博物館、土屋文明記念文学館、土屋文明歌碑、山村暮鳥詩碑などがある。

④かみつけの里博物館(高崎市井出町)

保渡田古墳群を核とする「上毛野はにわの里公園」の一画にあり、史跡と合わせて地域学習の場として機能している。歴史講座や体験学習を行うほか、10月には「かみつけの里古墳祭り」が開催され、再現劇「王の儀式」の上演や体験イベント等が行われている。

⑤群馬県立土屋文明記念文学館(高崎市保渡田町)

「上毛野はにわの里公園」の一画、八幡塚古墳の北側にある。『万葉集』の研究で知られる歌人土屋文明の業績を記念して、その短歌作品の魅力を発信するとともに、群馬県ゆかりの文学資料を収集し、企画展などで公開している。



第10図 史跡周辺の文化・観光施設

1:80,000 2km

⑥群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館(渋川市北橋町下箱田)

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査した遺跡の出土資料を展示する。講演会や連続講座、土器づくりや勾玉づくりなどの体験学習が行われている。

⑦群馬県立歴史博物館(高崎市綿貫町)

広さ 26.2ha の群馬県立公園群馬の森の一画にある。原始から近現代に至る群馬県の歴史や文化について、通史的な展示を行う歴史系総合博物館。特に、古代東国を中心地として栄えた「古墳王国・群馬」について、東国古墳文化展示室を設けて展示を行っている。体験学習や講座等を行うとともに、群馬県の中核博物館として県内外の博物館情報を集積、発信している。県立近代美術館が隣接し、北方 1 km には 6 世紀後半の築造で、県下最大規模の横穴式石室を持つ史跡觀音山古墳がある。

⑧高崎市観音塚考古資料館(高崎市八幡町)

史跡觀音塚古墳の出土資料を中心に、高崎市内から出土した多くの考古資料を展示。観音塚古墳は 6 世紀末築造の県内最期の前方後円墳で、巨石を用いた石室が特筆され、その石室内を見学できる。

⑨多胡碑記念館(高崎市吉井町池)

日本三古碑の一つである特別史跡多胡碑に隣接する資料館。多胡碑建立の歴史的背景や碑文に関する「書」の歴史を解説するほか、山上碑・金井沢碑(いずれも特別史跡)とともに「上野三碑」としてユネスコ「世界の記憶」に登録されたことから、「上野三碑」の情報を集約して展示している。

⑩棟東村耳飾り館(北群馬郡棟東村山子田)

史跡茅野遺跡から出土した国指定重要文化財の縄文時代土製耳飾り 577 点を中心に、世界各地から收集した耳飾りを展示している耳飾りの専門館。

⑪群馬県立日本絹の里(高崎市金古町)

シルクの歴史や群馬県の養蚕・製糸・染色関連の歴史、技術、製品の開発を紹介するとともに、繭クラフトや手織り、染色等の体験学習を行っている。

⑫群馬県庁舎(前橋(厩橋)城跡)(前橋市大手町)

地上 32 階建て、県内一の高層ビルで群馬のランドマークとなっている。地上 127 m の 32 階は展望ホールになっており、360° 雄大な関東平野を眺望することができる。西側の窓からは本史跡を望むことができる。周囲には前橋城の土壘が今も残る。

⑬群馬県立文書館(前橋市文京町)

歴史資料として收集した群馬県の公文書や県内各地の古文書を保存・管理し、閲覧利用に供するとともに展示を行っている。

⑭群馬県立生涯学習センター(前橋市文京町)

群馬県の生涯学習推進の中核施設。少年科学館や視聴覚センターを併設し、各種講座やイベントを行うなど、あらゆる世代の人々の学習活動の支援を行っている。

⑮敷島公園(前橋市敷島町)

37.6ha の広大な公園。2,700 本の松が茂る松林や 600 種 7,000 本のバラや四季に咲き誇る花木が見られる「ばら園」などがあり、県民の憩いの場となっている。

⑯道の駅よしおか温泉(北群馬郡吉岡町漆原)

本史跡から最も近い道の駅で、日帰り温泉施設や足湯、物産館等が併設されている。

⑫Gメッセ群馬(高崎市岩押町)

2020年春開業予定の北関東最大のコンベンション施設。1万m²の大規模展示スペースを有し、展示会や学術会議、コンサートなどさまざまなイベントを開催することができる。県内外から多くの人を呼び込むことが期待される。

第4節 発掘調査の概要

1 発掘調査の経過

本史跡では、昭和49年度(1974)に北辺及び南辺部の調査、史跡整備に向けた昭和55(1980)～63年度(1988)の9か年にわたる調査(第1期)、再整備に向けた平成24(2012)～28年度(2016)の5か年にわたる調査(第2期)、平成30年度(2018)の南大門と東大門の追加調査(第2期追加調査)が行われている。

また、昭和45年度(1970)には国分僧寺と国分尼寺の中間地域の遺構分布を確認するための調査が行われ、昭和55(1980)～58年度(1983)には僧寺と尼寺の中間を南北に貫く関越自動車道建設に伴う僧寺尼寺中間地域の調査が行われている。

2 第1期調査成果の概要

(1)七重塔

心礎を含め15個の礎石が残存していた。建物の平面形は3間×3間で、柱間は12尺等間である。東辺中央部で角閃石安山岩切石を6個、1列1段に並べてあるのが確認され、基壇外装の一部と考えられた。この切石列の検出により基壇の出14尺、基壇高4尺が確定した。方位軸は、N-1°22' -Wである。

(2)金堂(現講堂)

伽藍地中央の土壇を金堂として調査を行い、身舎柱北列の3個及び側柱南列の5個、計8個の原位置の礎石と、移動ないし落とし込まれた礎石8個、計16個の礎石が確認された。7間×4間の建物で、身舎の桁行11-12-12-12-11(尺)、梁行11.5-11.5(尺)に11尺の庇がめぐる規模とされ、基壇の出は11尺と推定された。身舎の礎石は2段の柱座造り出しが施されていることが特筆される。また、身舎柱北列中央の1間分で玉石列が検出され、本尊仏の背後に当たる位置であることから、来迎壁の地覆石と判断された。原位置にある基壇外装材は検出されなかったが、凝灰岩切石の破片が出土していることから、凝灰岩切石による壇上積基壇と推定された。築土の底面と内部には、瓦の小破片が多数含まれているのが確認されている。基壇上やその周辺には多数の墓壙が掘られており、埋土中から1380～1440年代の年号が刻まれた宝篋印塔や五輪塔の部材が出土したことから、金堂(現講堂)の廃絶はそれ以前と判断された。方位軸は、N-2°30'-Wである。建て替えや大規模な改修の痕跡は確認されていない。

(3)講堂(旧想定による呼称)

以前は民家が建っていた場所で、基壇の高まりや礎石の残存などは全く確認できない状況であった。調査の結果、金堂の北側に比べて地山の検出面が70～80cm低くなってしまっており、遺構はほとんど削平されていたが、9か所で礎石据付穴と考えられる掘り込みが検出された。それらは金堂(現講堂)の中軸線と合うとして、建物の中央間の部分と想定し、桁行13-14-13、梁行は11尺

等間と推定された。方位軸はN-4°-Wである。

また建物の前面で、東西方向に並ぶ柱穴列(SA01)が検出された。造り替えが行われていることから2時期確認でき、出土遺物から新期が9世紀前期とされている。この柱穴列の性格については、講堂に関係する柵列か塀の可能性も指摘されたが、方位軸が異なるとして不明とされた。

(4)僧坊

僧坊については、全く痕跡を確認することができなかった。

(5)中門

研究史にならい、金堂(現講堂)の中心から南に65m付近を中門と想定して調査が実施されている。その結果、中門と断定しうる遺構は検出されなかったものの根石状遺構とされた石組1基が検出され、中門の根石と推定された。

(6)回廊

回廊と断定しうる遺構は確認されなかった。

(7)鐘楼・経蔵

鐘楼・経蔵については、全く痕跡を確認することができなかった。

(8)南大門

東側柱に当たる3個の礎石が検出され、梁行2間、柱間10.5尺(315cm)であったことが確認された。また、乱石積基壇の基壇縁と考えられる石列が2条検出されており、建て替えの可能性が指摘されている。構造は八脚門と推定された。

(9)東大門

礎石1個が検出されたが、検出状況から原位置からは移動していると判断された。

(10)築垣

南辺の調査で、築垣基部が確認されている。特に、東側の南大門に取付く箇所では、幅180cm程に黄褐色土と黒色土を交互に積んだ明瞭な版築による本体下部が検出されている。また、南北に180cmの間隔を持って一对の柱穴が検出され、寄せ柱と判断された。南辺東側の方位軸は、E-3°50'-Nである。一方、南辺西側については一直線にならず、屈曲すると判断された。伽藍地南西隅にかかるように谷が入り込んでおり、その地形上の制約によるものとして、埋め立て造成工事によって築垣を一直線状に造ろうとした痕跡は認められず、創建当初からこのような形状であったと判断されている。また、この箇所で基部盛土を掘り込む11世紀初頭～前半の住居跡が検出されたことから、南辺築垣は11世紀初頭までには壊滅状態となっていたと推定された。平成2年度(1990)の築垣復元に伴う事前調査では、角閃石安山岩切石と平瓦を用いて造られた暗渠が検出されている。

北辺については、金堂(現講堂)の中心から1町の位置で、明瞭な築垣の痕跡は確認されなかったが、北側に接する市道との間に段差があることが確認された。また後世のものであるが、人頭大の玉石が東西方向に並べられているのが確認され、境目を示すものとされた。これらの状況から、北

辺は金堂(現講堂)から1町の位置、つまり西側北辺道路との境界付近にあったと想定できると判断された。

西辺及び東辺については、道路際までの調査が実施されているが、築垣は確認されていない。伽藍地南東隅の調査で、地山が階段状に削られた状況が築垣基部の形状を示すとし、また谷地形との関係から、南東隅を道路西端から7m程西の位置に当て、ここから東辺築垣は調査グリッド軸の方位に合わせて北へ伸びると推定された。

(11) 他の遺構

伽藍地南西部で、4×2間の東西棟で南北に庇を持つ掘立柱建物(SB12)が検出された。総長は東西930×南北1010cm、身舎は930×530cmで庇の柱間は南北ともに240cmとなる。東側には目隠し塀と考えられる柱穴列を作っている。このSB12は、柱穴埋土中に瓦片や平安時代の土器片が含まれないこと、1期のみで比較的短期間であることから、塔の建立に際して設けられた施設と推定された。

3 第2期調査成果の概要

(1) 金堂

これまで金堂とされてきた建物跡の前面、塔の東側の位置で、本来の金堂の北東角にあたる掘込地業が確認された。掘込地業は、東西は伽藍中軸線で折り返すと約28.5m、南北は塔と心々を合わせていると想定し心々ラインで折り返すと南北約19mの規模となる。仮に、掘込地業と基壇がほぼ同規模と想定した場合、例えば7間×4間の建物で身舎の桁行10-12-12-12-10(尺)、梁行11-11(尺)に10尺の庇がめぐる規模を考えられ、金堂は講堂よりやや小さい規模であったと推定される。また、南西部では地下に落とし込まれた径130cmの礎石1個が再確認されている。

(2) 講堂(旧金堂)

本来の金堂が発見されたこと、また第1期調査において講堂の礎石据付穴とされた土坑群が後世の搅乱と判明したこと、これまで金堂とされ基壇が復元された建物跡を講堂に修正した。現在、基壇の出11尺、基壇高3.5尺の凝灰岩による切石積基壇で復元されているが、再検討の結果、基壇の出はもっと小さい規模、基壇高は2尺であった可能性が推定されている。

(3) 鐘楼・経蔵

第1期調査で確認されていた3間×2間の南北棟の掘立柱建物(SB08)を、鐘楼として再評価した。SB08は西面回廊の北延長線上にあり、本来の金堂が発見されたことで金堂と講堂の中間の位置にあたることとなった。第2期調査では、SB08と同じ位置で新たに掘込地業を確認した。SB08の柱穴が版築を掘り込んでいることから、基壇建物から掘立柱建物へと建て替えられたことが分かる。掘込地業の規模から基壇建物は10尺等間程の規模が推定でき、SB08は7尺等間であることから、規模を縮小して建て替えている。諸国の国分寺では経蔵と鐘楼が東西対に配置される例が多いが、掘立柱への建て替えに際し、梵鐘の重量に耐えられるよう柱間を狭めた可能性があるため、西側が鐘楼であったと推定された。なお、東側の調査では後世の削平が著しく、経蔵にあたる建物の痕跡は確認できなかった。

(4) 僧坊

僧坊が想定される場所は後世の削平が著しく、建物の痕跡は確認できなかった。しかし、第1期調査で確認されていた柱穴列(SA01)を再確認した。SA01は東西方向の一本柱列で、柱間9間、総長24.7mを測り、このことから目隠し塀のような構造物と推定される。僧坊の痕跡は確認できなかったが、僧坊はこのSA01と講堂との間にあったと考えられる。

(5) 中門

これまで想定されていた位置より30m程南で、掘込地業を確認した。規模は東西15m(50尺)、南北12m(40尺)程を測る。上部が削平されているため、根石等は確認できなかったが、中門の中央を壊して掘られた後世の堀斜面に落ち込む礎石2個を確認した。掘込地業の規模から、中門は八脚門であったと推定された。

(6) 回廊

部分的であるが、東西南北の4面すべての掘込地業を確認した。特に南東部はもっとも残りがよく、中門から東に25m程伸び、さらに北へ直角に折れ曲がって伸びる版築層と、その上面に逆L字状に並ぶ根石列を確認した。根石は内側柱列にあたるもので、それぞれ3m(10尺)間隔で配置されており、桁行が10尺等間であることが分かった。また、西面回廊では外側柱列の根石列が見つかり、図上復元での位置から推察すると梁行15尺の単廊であった可能性が考えられる。また、西面回廊の南から10間目の北側、外側柱列から2尺外の位置で根石が検出されたことから、東西面には門があったと推定された。

(7) 南大門

第1期調査で確認されていた東辺の礎石3個を再確認するとともに、後世の堀斜面に落ち込んだ礎石2個を新たに確認した。また東辺南部の石列2条を再確認し、それぞれが乱石積基壇の石積と考えられることから、第1期調査の所見のとおり建て替えが行われていると考えられた。

第1期調査では南大門は八脚門と推定されていたが、第2期調査で伽藍造営の基準線となった伽藍中軸線が判明し、その伽藍中軸線で礎石列を折り返すと八脚門では柱間が開き過ぎてしまうことから、桁行10尺等間程の五間門であった可能性が高くなかった。

(8) 東大門

平成3年度に旧群馬町教育委員会によって調査された原位置の礎石1個、第1期調査で確認されていた落とし込まれた礎石1個を再調査したが、それ以外の痕跡は確認されなかった。旧群馬町教育委員会による調査では、第1期調査で確認された礎石の抜取り穴と考えられる土坑も調査されており、その位置から東大門は現道に沿う方位軸で建てられたと推定された。

(9) 築垣

南辺東部の調査で築垣下部を確認するとともに、築垣の版築層下から掘立柱塀の柱穴列、また築垣北縁を壊して掘られた大溝(SD27)を確認した。築垣が壊れた後にSD27を掘り、その排土を築垣残部に盛り上げて土壘状にしていたようである。このことから南辺部は、掘立柱塀→築垣→土壘+大溝と変遷したことが推定された。南辺西部はすでに築垣が復元されているため発掘調査は実施



23

第11図 運営全体図

黒数字:現地平面標高値 小文字:調査標高値

番づけは既存施設、線の端のあるものは平面的に確認されたもの。

ないものは新規面から想定した範囲。

していないが、第1期の調査記録を再検討することにより、築垣は屈曲せず一直線に伸びていた可能性を提示した。東辺部の調査では築垣や掘立柱塀の柱穴は確認されなかったが、南辺のSD27と同様の性格と考えられる溝(SD28)が道路に沿って検出されたことから、現道の位置が東辺築垣の位置であると推定された。

(10) 伽藍地南東部

地表下1m程で浅間B軽石(1108年降下)の混土層が確認され、国分寺当時から南東部は浅い谷地形であることが確認された。もともとは3m程の深さのある谷地であったのを、2m程埋土した状況が見られた。南辺築垣部では、版築様に丁寧に埋めている状況も確認された。

(11) 伽藍中軸線

伽藍主要部を造営する際に基準とした伽藍中軸線は、概ねN-2°-Wである。講堂の中心と中門掘込地業の中心を結んだ線で、方位軸は東面回廊南部で確認された根石列の方位軸と一致することから、この中軸線を導き出した。

(12) 伽藍地と伽藍配置

伽藍地は地割としてよく残っていて、東・西・北辺は現道がその名残と考えられる。区画は北に対して西に振れており、やや歪んだ長方形を呈している。特に、東辺南部は東に広がるが、これは南東部に存在する谷地を伽藍地内に取り込んだ結果と推察される。

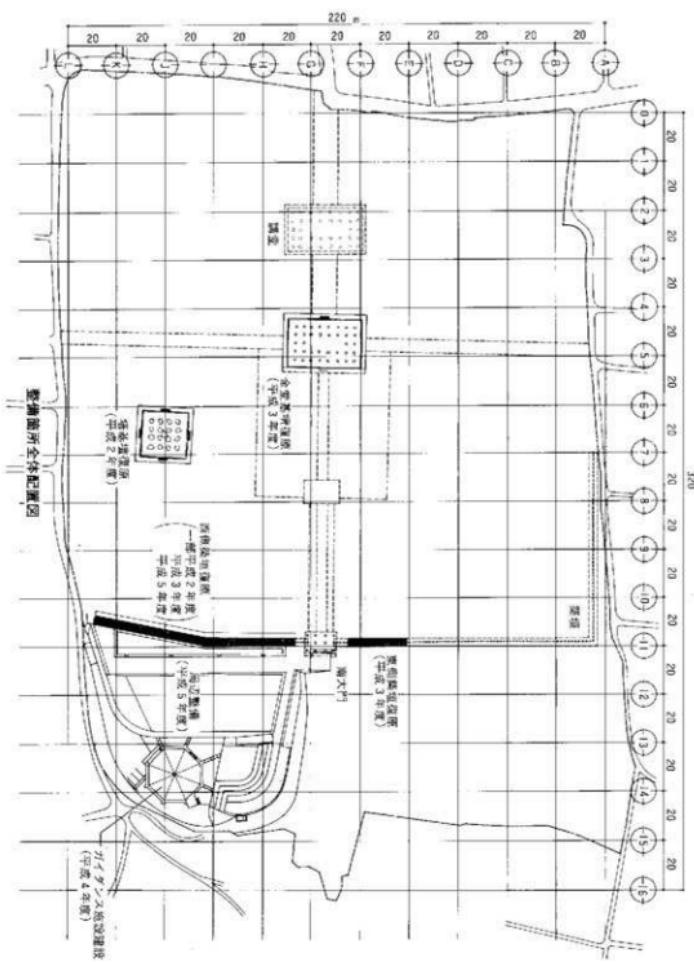
伽藍地を設定するにあたっては講堂の中心を基準点としているようで、北辺は講堂の中心から108m(360尺:1町)、南辺は南大門の中心が講堂の中心から123m(410尺:1町+50尺)、合わせると南北長は231m(770尺:2町+50尺)となる。東辺については東大門の礎石を中心と考えると、講堂中心から111m(370尺:1町+10尺)、西辺は108m(360尺:1町)となり、合わせて東西長219m(730尺:2町+10尺)となる。

上野国分寺の伽藍配置は塔が回廊の外に置かれる型式だが、塔と金堂が中心をそろえて東西に並んで建つという特徴的な伽藍配置となっている。同様の伽藍配置をもつ国分寺はあまり多くないが、陸奥・近江・但馬で見られる。

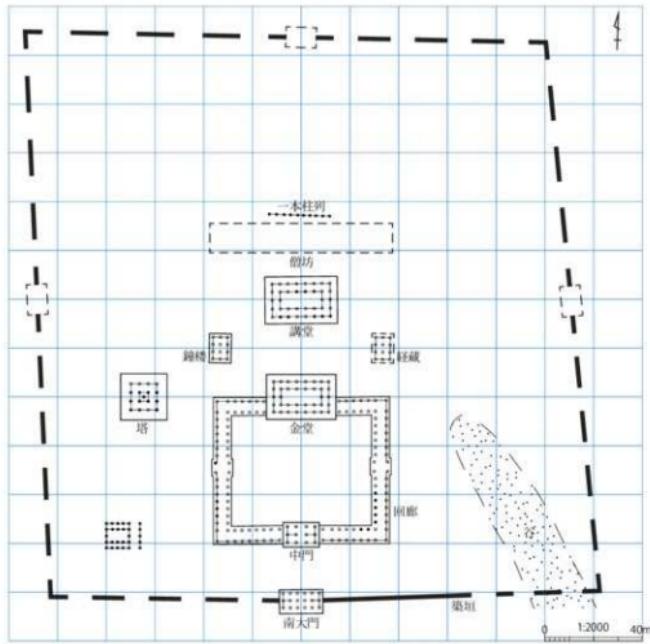
4 国分僧寺尼寺中間地域(指定地外)の調査成果の概要

昭和45年に行われた僧寺東辺から尼寺西辺間のグリッド調査で、僧寺の伽藍地南東角から北へ約35m・東辺の道路から東へ約100mの位置で、幅2.5m・深さ1.5mの東西方向の溝と、この溝の北側に沿って版築によって非常に硬くつき固められた幅1.5mの道路状の遺構が検出された。この溝と道路状遺構の北15mの位置で「東院」と墨書きされた9世紀後半の須恵器塊が出土したことから、これらは国分僧寺の東院を限る堀と築垣の基礎である可能性が指摘されている(第14図)。

関越自動車道建設に伴って発掘調査が行われた国分僧寺尼寺中間地域では、僧寺東門と尼寺西門の両推定地を結んだ線上に東西方向の溝が検出された。さらに、そこから160m南側で併行する溝が検出され、両溝に挟まれた区画内の井戸跡からは「法花寺」墨書き器が出土している。この区画については、「東院」との見解や「得度候補者の居住域や寺奴婢または寺の維持に携わっていた人々の居住域」との意見がある。いずれにしても、国分二寺に関わる施設であったことは間違いないようである。



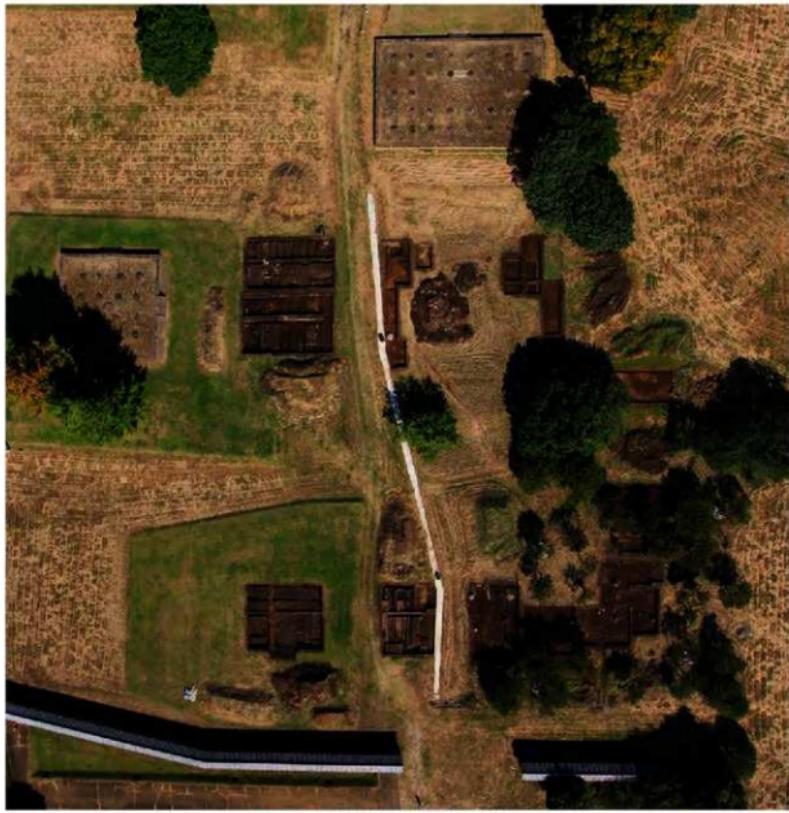
第12図 第1期の調査研究成果に基づく伽藍配置推定図(北に対し4°東偏)
〔『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』1994より、天地を変えて転載〕



第13図 第2期の調査研究成果に基づく伽藍配置推定図(北に対し2°東偏)

第1表 堂塔の概要と「上野国交替実録帳」との対比

塔	<ul style="list-style-type: none"> 3間×3間(初層 12尺等間)で全国最大級の規模。角閃石安山岩による切石積基壇で基壇高は4尺。 実録帳には記載が無いことから、1030年時には存立していたと考えられる。
金堂	<ul style="list-style-type: none"> 掘込地業推定規模は東西 28.5 m・南北 19.0 m。7間×4間で講堂よりやや小さい規模と考えられる。角閃石安山岩による切石積基壇で基壇高3尺と推定。 実録帳には記載が無い。「破損」の中に、本尊である釈迦丈六像と左脇士普賢菩薩・右脇士文殊師利菩薩、四天王・毘頭盧・吉祥天・毘沙門天などの諸仏像が記載されている。破損が進んでいるもののまだ健全な姿を保っている。また、長保3年(1001)5月19日の官符により丈六十一面觀音像が金堂に安置された旨が記されている。これらから金堂は1030年時には存立していたと考えられる。
講堂(旧金堂)	<ul style="list-style-type: none"> 7間×4間 身舎桁行(11-12-12-12-11)、梁行(11.5-11.5)に11尺の庇がめぐる規模。身舎の礎石は2段の柱座造り出しがある。凝灰岩による切石積基壇で基壇高は2尺と推定。14世紀代には墓地となる。 実録帳には記載が無いことから、1030年時には存立していたと考えられる。
中門	<ul style="list-style-type: none"> 掘込地業規模は東西 15.0 m・南北 12.0 m。八脚門の構造で、角閃石安山岩による切石積基壇と推定。倒壊後に掘られた瓦廐棄坑の上に浅間B軽石が堆積することから、1108年以前に倒壊したと判断される。 実録帳には記載が無いことから、1030年時には存立していたと考えられる。
回廊	<ul style="list-style-type: none"> 桁行10尺等間で、東西面の南から10間に開口13尺の門がある。梁行は15尺と推定。中門との取付きには梁行1列分の布掘地業が存在する。基壇外装は凝灰岩切石1段積と推定。版築土から出土した軒丸瓦の型式により、創建期でも後半階の造営と判断される。 実録帳には記載が無く、中門から続く瓦廐棄坑が掘られていることから、中門同様1030～1108年の間に倒壊したと判断される。
鐘楼	<ul style="list-style-type: none"> 3×2間の南北棟で西面回廊の北延長線上、金堂と講堂の中間位置に配置。基壇建物(10尺等間と推定)→掘立柱建物(7尺等間)へ建て替えが確認されている。 実録帳には記載が無い。
経蔵	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認できず。伽藍中軸線を挟んで鐘楼の対(東)となる位置にあると推定。 実録帳には記載が無い。
僧坊	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認できず。東西棟で、講堂と一本柱列(SA01)との間、SA01際と推定。 実録帳の「無実」に「蒼苔僧房壇宇 高拾伍丈 幢貳丈 高柒尺」との記載があるが、遺構が確認できないため対比できない。蒼苔であるうえ規模も小さいため、創建時の建物とは考え難い。
一本柱列(SA01)	<ul style="list-style-type: none"> 9間で総長 24.7 mだが、柱間にバラツキがある。一度造り替えが行われている。僧坊中央部北側に造られた目隠し塀と推定。 記載の対象施設ではなかったと考えられる。
SB12	<ul style="list-style-type: none"> 4×2間の東西棟で南北2面に庇をもつ。規模は東西 930 ×南北 1010cm。東側に目隠し塀を伴う。建て替えは認められず1期のみ。主要伽藍の建立に際して設けられた施設、あるいは仮僧坊とする見解がある。 創建初期の建物と判断されるため、記載の対象施設ではなかったと考えられる。
南大門	<ul style="list-style-type: none"> 5間門と推定。桁行は10尺等間程と推定、梁行は10ないし10.5尺。乱石積基壇。一度建て替えられており、その際に方位軸を北に対し 1.5° 東に振っている。建て替えの時期は明らかでないが、「再建南大門は10世紀代に倒壊したと考えられる。 実録帳の「無実」に記載があり「長伍丈捌尺 廣壹丈伍尺 高壹丈□」と規模が記されている。規模が発掘調査成果と合致せず、梁行は異なっている。倒壊時期は矛盾しない。
東大門	<ul style="list-style-type: none"> 原位置の礎石1個、落とし込まれた礎石1個を確認。位置は講堂の東方に当たる。 実録帳の「無実」に記載。規模の記載は無い。
西大門	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認できず。東大門と対となる位置にあると推定。 実録帳の「無実」に記載。規模の記載は無い。
外郭南辺	<ul style="list-style-type: none"> 第1期：掘立柱塀 → 第2期：築垣 → 第3期：土塁+大溝の変遷が確認されている。第3期の大溝は10世紀前半には埋没。西側中央部に角閃石安山岩切石を並べ、その上に平瓦を積み上げた暗渠が敷設されている。 実録帳の「無実」に記載があり「築垣壇廻 四面貳町 長參佰丈壹尺」と規模が記されている。南北 231 m・東西 219 m の伽藍地規模を単純に2倍すると 300 丈となり、概ね近い数値となる。倒壊時期は発掘調査成果と合致する。



上空から見た主要伽藍地区（上が北）

西に塔、北に金堂として復元された基壇がある。その金堂（現講堂）基壇の前面、塔と並ぶ位置で本来の金堂が見つかった。その西の調査区では、南から伸びる西面回廊が塔の東で屈曲し、金堂へと向かっている。



金堂北東角の掘込地業（北から）

黄褐色土の基盤層を掘り込み、黒褐色土で版築されている。
深さ15cm程で掘込地業の最下部がかろうじて残っていた。



落とし込まれた金堂の礎石（西から）

径が130cmある礎石、穴を掘って地下に落とし込まれたもので、本来はそう遠くない位置にあったと考えられる。



中央の壇込地業（南から）
人が立っているところが柱穴の位置。北半の黒く見える土は
基壇建物の壇込地業。



回廊南東部の根石列（北から）
桁行 10 尺等間で逆 L 字状に並ぶ。対応する梁行の根石は確
認されなかった。



鐘楼と再評した建物跡（南から）
人が立っているところが柱穴の位置。北半の黒く見える土は
基壇建物の壇込地業。



講堂北の一本柱列（南から）
人が立っているところが柱穴の位置。これに接する南側に東
西棟の僧坊があったと考えられる。



南大門の東部（南から）
再建期の東辺礎石 3 個、堀斜面に落ちた礎石 2 個を確認。南
東側に乱石積基壇の新旧 2 条の縁石を検出。



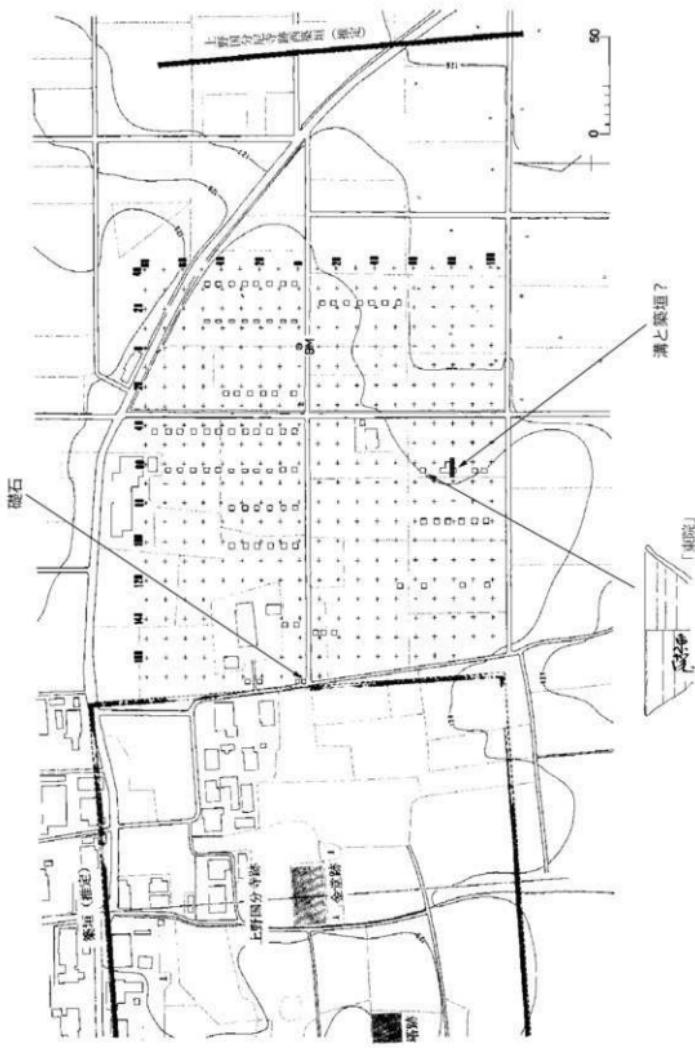
東大門の礎石（南から）
史跡指定地の外から見つかった。根石の状況から原位置と考
えられる。



南辺築垣の下部（西から）
版築によって造営された築垣の下部。北縁はⅢ期の大溝で壇
されている。



南辺築垣下の一本柱列（上が南）
築垣の版築層下から見つかった柱穴列。2 本は抜き取られて
いる。下の黒く見える土はⅢ期の大溝埋土。



第14図 僧寺尼寺中門地域(昭和45年調査)で検出された遺構・遺物(群馬県教育委員会1971より、一部加筆)

第5節 現在の整備状況

1 整備の経過

昭和 44 年(1969)に関越自動車道の整備計画が発表され、史跡地の東側約 150 m の僧寺跡と尼寺跡の中間を南北に縦断して建設されること、史跡地の南 2.3 km に前橋インターチェンジを設置することが計画された。史跡地近隣に高速道路とインターチェンジが建設されることによって、周辺の道路網が整備されることが予想され、さらにはそれに合わせて史跡地周辺に開発が及ぶことが懸念される事態となり、諸開発から史跡を保護することが急務となった。そこで、群馬県教育委員会が事業主体となり、史跡を将来にわたって保存するために史跡地の公有地化が検討され、昭和 48 年度(1973)から土地の買上げが進められた。一時中断した時期もあったが、現在では 100% 公有地化を完了している。また、史跡を保護するだけでなく、積極的に活用することが地域の特色ある発展につながるとして、史跡整備の必要性が強く認識されるようになった。これを受け昭和 55 年度(1980)から昭和 63 年度(1988)まで、群馬県教育委員会によって 9 年にわたる発掘調査が実施された。調査と並行して、昭和 57 年度(1982)には『史跡上野国分寺跡整備基本計画』(以下、『基本計画』)というが策定され、整備の基本方針が示された。昭和 62 年度(1987)には『基本計画』に基づき、これを具現化する『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』(以下、『基本設計書』とい

第2表 整備事業の経過

年 度	内 容
昭和 48 年度～	史跡地の公有地化開始(～平成 14 年度 100%完了)
昭和 55 ～ 63 年度	発掘調査(第 1 期)
昭和 58 年 1 月	『史跡上野国分寺跡整備基本計画』策定
昭和 63 年 2 月	『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』作成
昭和 63 ～ 平成元年度	史跡地北西部の盛土・芝張り造成
平成元年 3 月	『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』刊行
平成 2 年度	塔基壇復元、南辺築垣復元
平成 3 年度	金堂(現講堂)基壇復元、南辺築垣復元
平成 4 年度	ガイダンス施設建設
平成 5 年度	南辺築垣復元、南辺築垣西側前面周辺整備
平成 6 年 3 月	『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』刊行
平成 6 年 5 月 31 日	ガイダンス施設「上野国分寺館」開館
平成 6 年度	史跡地南西部法面補強、西辺築垣南部シラカシ高垣植栽
平成 7 年度	西辺築垣南部シラカシ高垣植栽、塔基壇説明板設置
平成 8 ～ 10 年度	史跡地北西部、塔基壇周辺、史跡地南西部の盛土・芝張り造成
平成 11 ～ 13 年度	史跡地北西部クロマツ植栽
平成 15 年度	県産材を使用した木柵等を設置
平成 17 ～ 22 年度	史跡上野国分寺跡進入路(天平の道)、天平の道駐車場整備
平成 24 ～ 28 年度	発掘調査(第 2 期)
平成 24 年度	水路暗渠化(南大門～講堂基壇区間)、ガイダンス施設周囲石敷改修
平成 30 年 3 月	『史跡上野国分寺跡第 2 期発掘調査報告書－総括編－』刊行
平成 30 年度	発掘調査(第 2 期追加調査)

う)が作成された。そして、『基本設計書』に基づき、平成2(1990)～5年度(1993)にかけて塔と金堂(現講堂)の基壇、南辺築垣の一部が復元された。またガイダンス施設が指定地内南西部に建設され、平成6年(1994)5月31日から一般に公開されている。しかし、さまざまな事情により、『基本設計書』に示された整備の完成を見ずに整備事業は中断となった。そのため、この時に計画された南大門と築垣南東部の建物復元や講堂の基壇復元、回廊内の平面表示などの遺構表示、またトイレ・休憩施設などの便益施設は未整備となっている(第1期整備)。

その後は盛土造成や植栽など小規模な整備事業が続き、平成17(2005)～22年度(2010)には西毛広幹道の建設に併せ、南側からアクセスできるよう進入路や染谷川に架かる国分寺橋(こくぶのてらはし)、天平の道駐車場が整備された。

そして、平成24年度(2012)から本格的な整備事業が再開された。事業開始当初は、昭和62年度に作成された『基本設計書』に基づく史跡整備(第15図)の完成を目指すとして、平成24～28年度(2016)の5か年にわたる発掘調査を実施したが、中門・回廊さらには本来の金堂が発見されるなど伽藍配置を大きく変える成果が得られたことで、『基本設計書』では対応できなくなっている(第2期整備)。

2 第1期整備の目的

昭和57年度(1982)に策定された『史跡上野国分寺跡整備基本計画』には、以下の4点が整備の目的として掲げられている。

- ①文化財の保存と継承のため
- ②歴史の体験学習の場として
- ③地域住民の文化的環境の形成のため
- ④市民の憩いの場、知的レクレーションの場として

3 第1期整備の内容

(1) 南辺築垣

西側全体及び東側24m分が復元されている。基底部幅6尺(1.8m)、上部幅4尺(1.2m)、高さ(棟高)1丈3尺(3.9m)。須柱の間隔8尺(2.4m)の瓦葺き、古代工法の版築で復元。

(2) 塔基壇

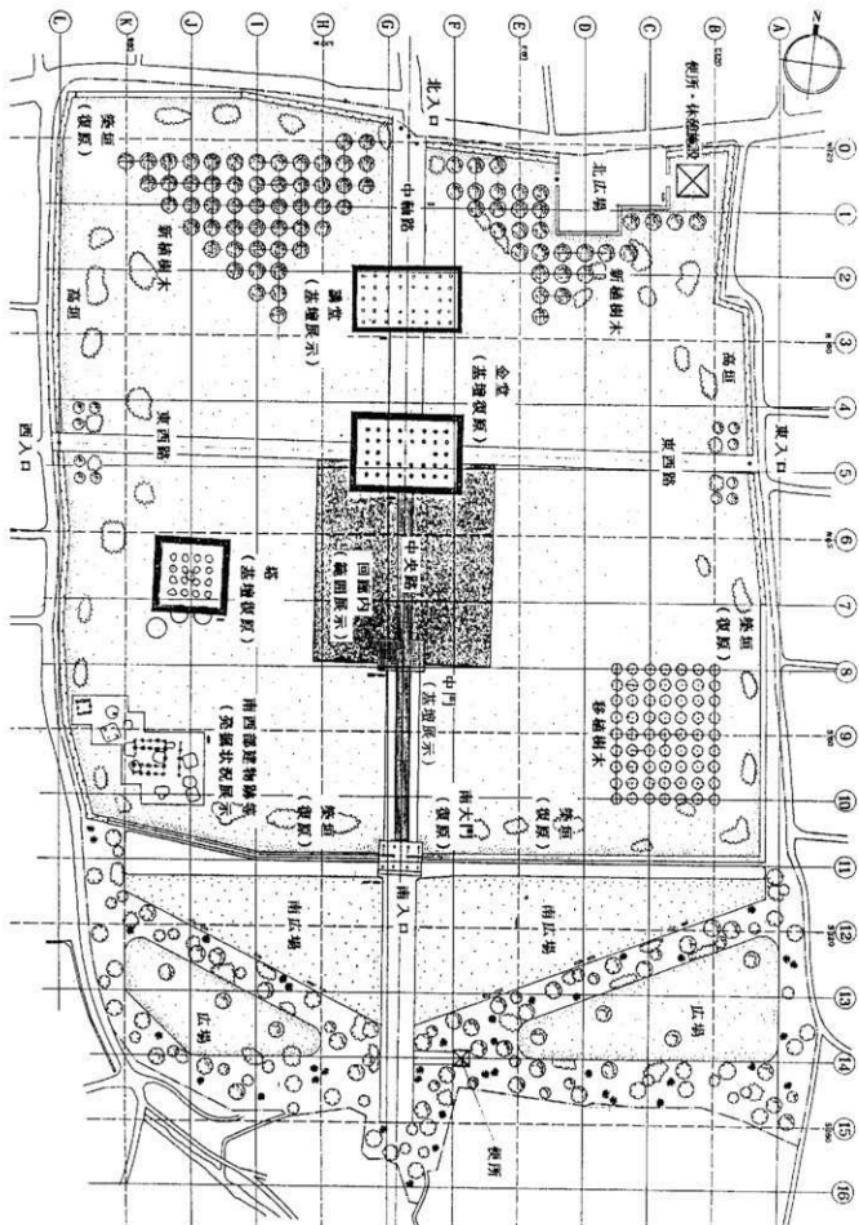
平面形は3×3間で、柱間は12尺等間。初層の1辺長は36尺(10.8m)となる。基壇の出14尺で、基壇は64尺(19.2m)四方となる。角閃石安山岩切石による切石積基壇で、基壇高は4尺(1.2m)。基壇の方位軸はN-1°22'Wで復元された。

(3) 金堂(現講堂)基壇

桁行7間×梁行4間で、桁行80尺(24.0m)、梁行45尺(13.5m)の規模となる。身舎の桁行11-12-12-12-11(尺)、梁行11.5-11.5(尺)に11尺の庇がめぐる構造。基壇の出11尺で基壇規模は東西102尺(30.6m)・南北67尺(20.1m)、基壇高3.5尺(1.05m)、凝灰岩切石による切石積基壇で復元されている。

(4) ガイダンス施設

史跡地の特性、景観を考慮して、平面八角形の2階建てで建設。位置は、第15図とは変更して史跡地内の南西隅とし、南からの景観(南辺区画施設+南大門+遠景)を重視している。床面積は248.87m²(1階:212.78m²、2階:36.09m²)で、1階には展示室と映像展示室を備え、瓦を



第15図 第1期整備計画図(『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』1988より)

中心とした出土遺物のほか 1/20 の七重塔復元模型を展示している。また、周囲を盛土造成して園路や照明を設置し、広場として整備した。



南辺築垣と広場



塔基壇



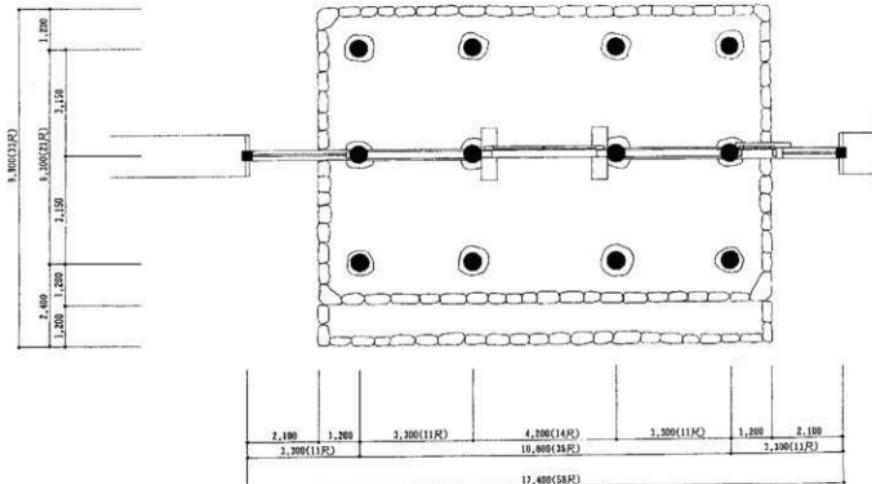
金堂(現講堂)基壇



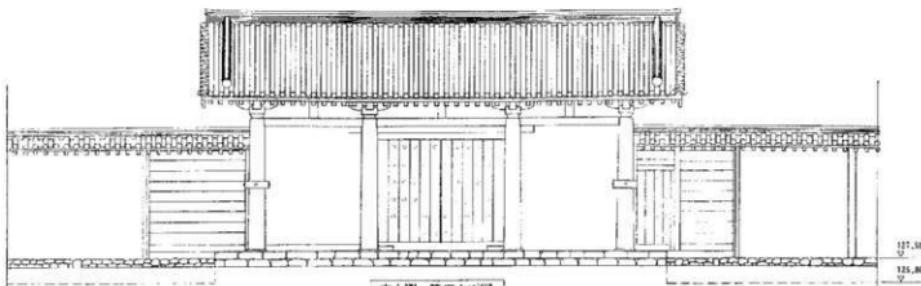
ガイダンス施設

第3表 第1期整備の状況と第2期調査での知見

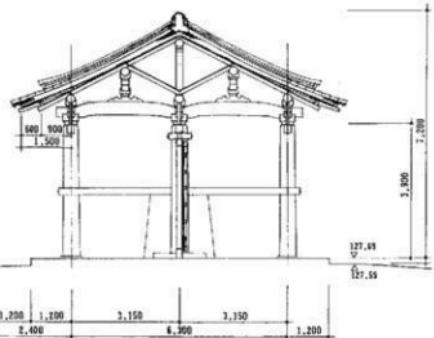
	『基本設計書』の計画	現状	第2期調査での知見
塔	基壇復元	平成2年度整備完了	基壇の軸を北に対し、0.5°西に修正
金堂(現講堂)	基壇復元	平成3年度整備完了 基壇の出11尺、基壇高3.5尺で復元	講堂であることが判明 基壇の出はもっと小さく、基壇高は2尺と推定
講堂	基壇復元	未整備	礎石据付穴とされた土坑群は後世の擾乱と判明
築垣	南辺全体及び東辺南部80mを建物復元	平成2, 3, 5年度に南辺西側全体及び東側24mを整備 南辺西側は屈曲する 南東部は未整備	掘立柱塀→築垣→土塁 + 大溝の変遷を確認 南辺西側は屈曲しない可能性を推定
中門・回廊	平面表示	未整備	想定位置より30mほど南で確認 回廊南東部で良好な根石列を検出
南大門	建物復元	未整備	八脚門ではなく、五間門と推定
南西部建物跡	発掘状況展示	未整備	
金堂	当時未確認		本来の金堂を発見
鐘楼・経蔵	当時未確認		掘立柱建物 SBO8 を鐘楼と認定 基壇建物→掘立柱建物の建て替えを確認 経蔵は未確認
一本柱列	当時整備対象外		僧坊の北側に造営されたものと推定



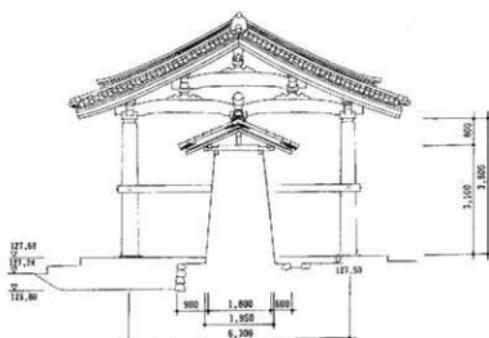
十一



南大門·矮垣立面圖



南大門斷面圖



南大門立面圖・擎柱平面圖

第16図 建物復元に至らなかった南大門の設計図(『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』1988より)

第6節 現況

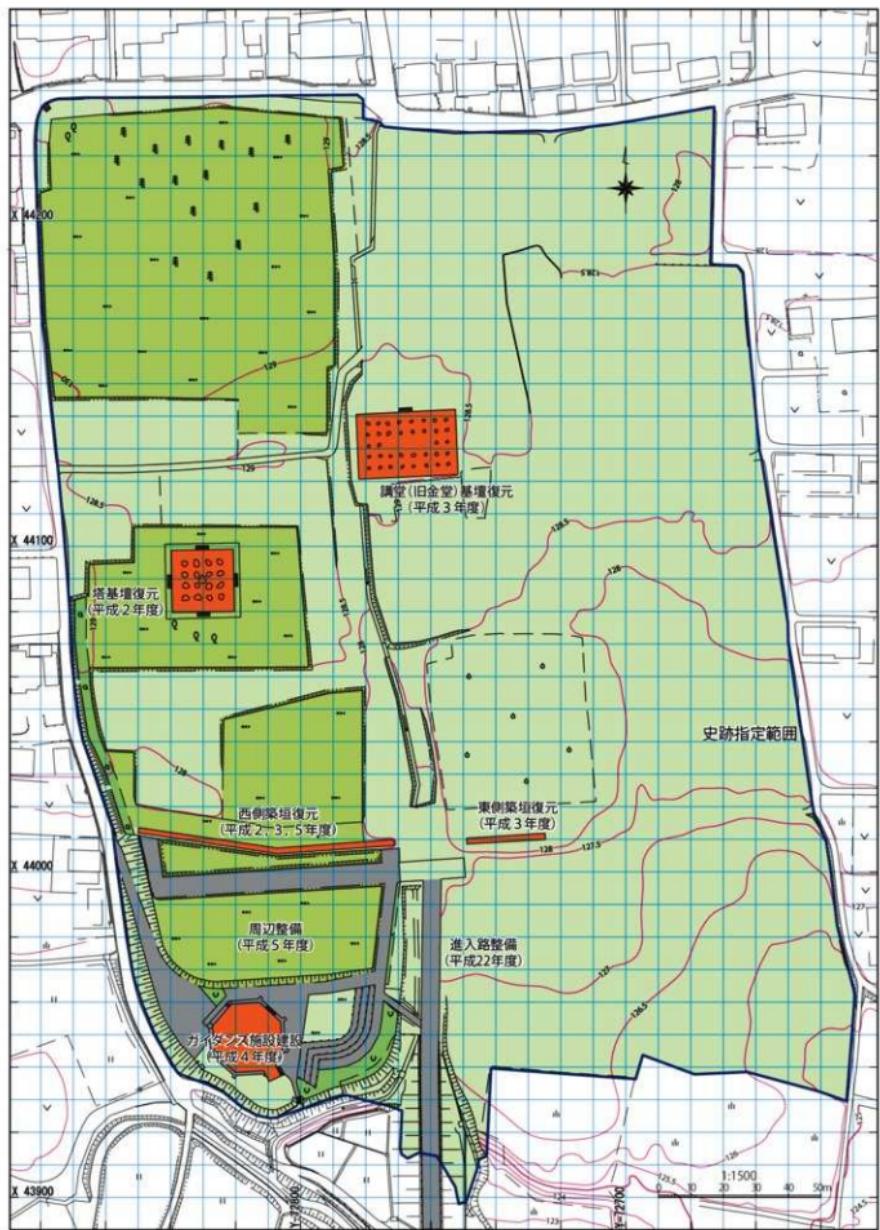
史跡地は、伽藍地推定範囲及び南辺築垣南側の平坦地を含めた東西約220m、南北約320mの南北に長い長方形の範囲である。史跡地境界は、西・北・東辺は道路によって区切られ、南辺西側は谷地との崖線、南辺東側は西側の崖線をほぼ東に延長した地番境となる。西・北・東辺の道路はそれぞれ直線的に伸びるが、北辺中央及び東辺北部で屈曲しており、北東部が内側に入り込む形となっている。また、西辺南部についても断崖によって若干内側に屈曲する。長方形の区画は若干ゆがんでおり、北に対して西に振れている。道路の直線的な位置で方位を見ると、東辺がN-7°36'-W、西辺がN-4°35'-W、北辺がE-0°49'-Nとなる。

史跡地の北方は境界の道路を挟んで東国分の集落が広がり、近年では史跡地の西方にも住宅が増えつつある。史跡地の東方は第1期整備時と変わらない状況で、数軒の民家がある以外は畠地が広がっている。また、南東方面は染谷川や関越自動車道にかけて畠地が広がる景観をなす。一方、関越自動車道を挟んだ東側では、前橋市による元総社蒼海土地地区画整理事業が実施され、市街地化が急速に進んでいる。

公有地化が開始された昭和48年(1973)時点では、史跡地内に13軒の民家と7か所の墓地があつたが、その進展によりすべて指定地外へ移転となった。現在は、第1期整備による講堂(旧金堂)と塔の基壇、南辺築垣西側全体及び東側24m分が復元されている(第17図)。講堂(旧金堂)基壇と塔基壇については、現存する礎石をそのまま利用し、国分寺創建時の高さで復元されている。南辺築垣については、遺構面の上に60~70cm厚の保護層を設け、その上に版築による古代工法で復元されている。また、史跡地南西隅にガイダンス施設が建設され、周囲を盛土してイベント広場が造成された。地形復元も断続的に行われ、伽藍地北西部に盛土を行いクロマツが植栽されている。ほかにも塔基壇の周囲や伽藍地南西部と、部分的に盛土造成が行われている。平成22年度(2010)には史跡地南側からの進入路が整備された。染谷川の南に駐車場を整備し、西毛広幹道からの進入道路を建設した。染谷川を渡るための国分寺橋が架けられるとともに、かつての切通しに盛土をして南大門へと向かう舗装路が整備され、来場者への便益向上に資している。

一方で、第1期整備事業が中断となったため、部分的に整備が進むなか旧態のままの箇所もある。史跡地中央を南北に貫流する水路や水路脇の凹地、南大門跡の北東側にある梅林、ところどころ残る民家や塀の基礎などは公有地化以前の状態である。

地形的見てみると、台地に合わせて全体的に北西から南東に向けて緩やかに下がっている。標高値でみると、北西隅が129.5mと最も高く、伽藍地南東隅が127.5m、史跡地南東隅が125.5mと最も低い。南大門跡北東側の梅林が128.5m、講堂(旧金堂)基壇の東側から北東側が128.7~9mでそれぞれ比較的平坦だが、南東部は国分寺創建時からの谷地の名残で浅い凹地状になっている。この凹地は史跡地外へと伸び、南東方向へ染谷川へと続いている。東辺南端では、道路との間に60~70cm程の段差を形成している。また、北東部にも一段低い部分が見られる。国分寺廃絶後の中世頃の土採りによるもので、ちょうど北と東の道路が屈曲する範囲に50m程の幅をもって東西方向に帯状に伸びている。特に東側は段差を形成していて、南側に比べて1m近く低い。発掘調査では基盤層上で流水の痕跡も確認されており、北部で遺構が確認できないのはこれに起因している。凹地は史跡地東方へと伸び、史跡地北側の道路に沿って尼寺跡南西角方向へ帯状に伸びているのが看取される。主要伽藍部は、基壇の復元に合わせて旧地表面の高さが復元され、塔基壇周囲は129.0m、講堂(旧金堂)基壇周囲は128.7mとして、塔のほうが高くなっている。南大門跡の標高は127.9mで、そこから南へ緩やかに下がりながら約80m行くと、染谷川の流れる比高5m程の断崖となる。



第17図 史跡現況図



第18図 史跡現況写真

第3章 史跡上野国分寺跡の価値と構成要素

第1節 史跡上野国分寺跡の価値

1 伽藍地がほぼ完全な形で残っている。

創建から1250年以上たった今でも、区画が道路などの地割として受け継がれており、伽藍地全域がほぼ完全な形で残っている。また、史跡地内にあった宅地や墓地は、土地買上げに伴いすべて移転したため史跡地内は遮るもの無く、創建当時の伽藍地の広がりを体感することができる。

2 国分寺伽藍の主要堂塔の遺構が明らかになっている。

金堂院(金堂・中門・回廊)が第2期発掘調査によって確認され、七重塔が回廊の外に置かれるものの、塔と金堂を東西に揃えて配置した伽藍であることが明らかとなった。また、南大門と鐘楼は建て替えが行われていること、南辺の外郭施設が掘立柱塀→築垣→土塁+大溝と造り替えられたことなど、建物の変遷についても一部判明している。

3 『続日本紀』の記事や出土する文字瓦から、国分寺建立に対する上野国内各郡の様子を知ることができる。

『続日本紀』の天平勝宝元年(749)5月条と閏5月条に、碓氷郡と勢多郡の豪族が国分寺への知識物献納によって上位の位階を得た記録が見え、出土する瓦の押印やヘラ書き文字からは群馬県中東部の勢多・佐位・新田・山田郡や西部の多胡・緑野郡が深く関わったことが判明している。天平19年(747)の郡司に協力を求めた詔への対応を具体的に示すものとして重要である。

4 「上野国交替実録帳」に記載された堂塔の様子と、発掘調査の成果を相互に検証できる。

長元3年(1030)の上野国司の交替に際して作成された不与解由状の草案(通称「上野国交替実録帳」)に、当時の上野国分寺の堂塔や仏像の種別・規模と破損状況が記されており、築垣や諸門・堂塔の発掘調査成果と確認し合うことができる。衰退期の国分寺の具体像を記録した全国で唯一の史料であり、ここに記された「四面貳町」の伽藍地の規模は、全国の国分寺規模を知る基礎史料となっている。

5 南からの景観が良好で、詔の「好処」としての環境をよくとどめている。

史跡の南から伽藍地全体が見渡せ、その背景に榛名山や赤城山等の山並みが望まれる。天平13年(741)の創建の詔に示された「好処」に相応しい景観は古代から変わらないものであり、現在も良好に保たれている。

6 明らかになりつつある古代上野国中心地にある。

諸国の国分寺・国分尼寺遺跡の中で、武藏や下野国と並んで僧寺と尼寺の双方が残る貴重な例である。また、先行する白鳳期の寺院である山王庵寺や東山道駅路、上野国府推定地の調査も進みつつあり、上野国分寺の存立した古代上野国を中心とした古代上野国中心地の様相が明らかになってきている。



第19図 古代上野国の推定郡域と主要官衙・寺院

〈参考〉

○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）五月戊寅条

上野國碓氷郡人外從七位上石上部君諸弟、尾張國山田郡人外從七位下生江臣安久多、伊予國宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各獻當國々分寺知識物、並授外從五位下。

○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑条

飛驒國大野郡大領外正七位下飛驒國造高市麻呂、上野國勢多郡少領外從七位下上毛野朝臣足人、各獻當國々分寺知識物、並授外從五位下。

同前日記云、以半資之^(ア) 指原已角傾寄、所破損、

今檢同前、

無實

築垣壹題 四面貳町 長參百貳丈壹尺

同前日記云、無實者、

今檢同前、

資甚僧房壹宇 長拾伍丈 廣貳丈 高壹尺

同前日記云、無實者、

今檢同前、

南大門壹宇 長伍丈捌尺 廣壹丈伍尺 高壹丈

西大門壹宇

東大門壹宇

假屋壹宇

大案院

同前日記云、件雜舍無實者、

今檢同前、

吳樂壹具

底肆面 勒脚貳拾陸束

(卷十六) (この間に消失あり)

群馬郡 小野舞參町玖段

井出堀貳拾參町伍段

八木郷肆町肆段

上郷郷捌町伍段

○一定額寺

○放光寺

○一件守、依氏人申請不為定額寺、仍開放已了者、

○法林寺

○金堂壹宇 長貳丈壹尺柒寸 廣貳丈貳尺 高壹丈貳尺

○長和二年文替日記云、天延三年七月一日遭大風傾倒無實、

○今檢同前、

[定額寺項・慈廣寺]

納製壹壹条

同前日記云、天慶六年八月九日運納國分寺寶藏者、

今檢同前、

(○中略)

(卷三十八)

右、新司良任勘云、國口一寺・諸定額寺佛像經論資財雜興堂舍并口

郡官舍等破損無實、其由如何、前司家榮陳云、件固分二寺・諸定額

像經論資財雜興堂舍等無實破損、是非當任之解意、往代之損、

具由注載代代不与解由狀、度度檢交替便實錄帳上先了、然而口

間為致殊功、金光明寺并諸定額寺堂舍或新造立或加修理、就中金

口當講堂佛菩薩諸大口像皆悉破損、不口已及數代、而當任口

忠口口修固加并採色宛加新造、依實被錄、新司良任勘云、國口

破損之内千分之三每任可修造之由、嚴誠調覺非實口

之口、已知舊實之有、而今修造少數損失多遺、宰吏之勤似忘方典、存口

家業重陳云、損失年積修造難盡、適致齎分之功績已過十分之三、口

釋矣、

「上野國交替美録帳」国分二寺開連記事

(卷三十一)

國分二寺諸定額寺佛像經論資財雜具堂塔羅舍井府院諸都官舍

〔續附〕

無實事

金光明寺

銅鐘壹口

寛仁四年交替日記云、全者、

今檢同前、

破損

釋迦丈六壹體 安座高八尺 金色

同前日記云、眉間无實、左光之飛、體朽落也、

今檢同前、

左脇士普賢菩薩壹體立 高一丈 金色

同前日記云、押金所剥落、蓮花座面皆以無實者、

今檢同前、

右脇士文殊師利菩薩壹體立 高一丈 金色

同前日記云、押金所剥落也、蓮花座面皆无實者、

今檢同前、

(卷三十八)

四天王

同前日記云、光并取物各无實者、

今檢同前、

毘頭盧壹體

同前日記云、所破損者、

今檢同前、

板倉壹字 東北武文五郎
吉祥天壹體

同前日記云、左右御手无實、持掌悉以破損者、
今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右手并塔・鉢无實者、

今檢同前、

丈六十一面觀音像壹體

件觀音像、依長保三年五月十九日官符、前前司平朝臣

〔續附〕

奉造供養、即安置金堂者、

同前日記云、左右御手无實、持掌悉以破損者、

今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右御手并塔无實者、

今檢同前、

磐壹枚

及龜瓦 積伍寸

同前日記云、長捌寸徑參寸、已全、但雖有物實今寸法粗者、

今檢同前、

二王壹體

同前日記云、天衣并取物、光等各無實、又无採色者、

今檢同前、

金剛密迹威壹體

同前日記云、手足面皆以朽損者、

今檢同前、



南大門跡から桜名山(北西方向)を望む



塔基壇から赤城山(北東方向)を望む

第2節 史跡を構成する諸要素

本質的価値を構成する要素	
史跡を構成する要素	
遺構	塔、金堂、講堂、中門、回廊、鐘樓、南大門、東大門、一本柱列(SA01)、 掘立柱建物(SB12)、築垣、南辺築垣下の暗渠 経蔵推定地、僧坊推定地、西大門推定地、伽藍地内の空閑地
遺物	瓦(文字瓦を含む)、土器、金属器、礎石、切石
地形	上野国分寺が立地する地形、伽藍地南東部の谷地
景観	伽藍地から望む山並み
副次的な構成要素	
遺構	縄文～古墳時代住居・土坑、梵鐘铸造土坑、小鍛冶遺構、中世溝、墓壙
遺物	縄文土器・石器、古墳時代土器、中世陶器・磁器、石造物
本質的価値と密接に関連する要素	
復元構造物	塔基壇、講堂基壇、南辺築垣
その他整備施設	ガイダンス施設、広場、園路、史跡名称標柱・標識、解説板、照明、木柵、 史跡地境界法面石積
その他の要素	
保存・活用に資する要素	
現状構造物等	水路、集石 ^{※1} 、残土 ^{※1}
既存樹木	高木・中低木 ^{※2}
住民生活に係る要素	
現状構造物等	電柱・支線 ^{※3}
将来的に除却すべき要素	
現状構造物等	旧住宅構造物(コンクリート構造物、石積)、防火水槽
既存樹木	高木・中低木 ^{※2}
指定地外の周辺区域にあり、活用等に資する要素	
進入路、国分寺橋、天平の道駐車場、四阿、植込み	
本質的価値と密接に関連する指定地外の要素	
上野国分尼寺跡、山王庵寺跡、上野国府推定地、推定東山道駅路	

※1 集石、残土については本来的には除却すべき要素だが、集石は将来の整備で利用できる、残土は盛土造成に利用できるとして、保存・活用に資する要素とした。

※2 高木・中低木については今後の整備計画の中で、保存・活用すべきもの、除却すべきものを検討する。

※3 電柱・支線については、管理者である東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)と協議したうえで将来的に除却を検討する。



第20図 本質的価値と密接に関連する要素



第21図 その他の要素

第4章 現状と課題

第1節 土地利用等の状況

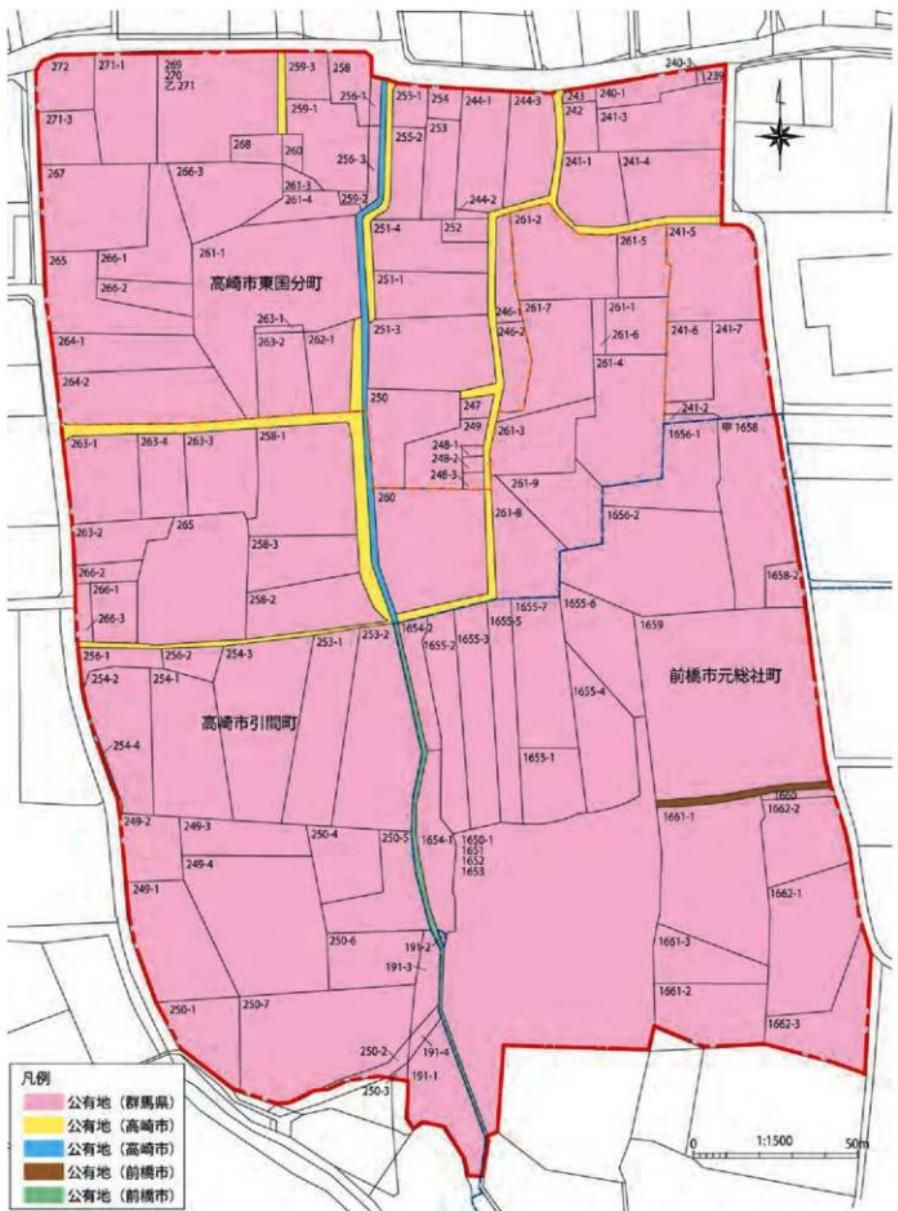
史跡指定地はすべて群馬県が買上げを行い、公有地化している。指定時には宅地や墓地があったが買上げに伴い、すべて指定地外へ移転している。一部に高崎市・前橋市管理の公衆用道路・用悪水路があるが、道路は地目上のことで現状は機能を失っている。

第4表 史跡指定地の地番・地目・地積 1

部・村	大字	字	指定時の地番・地目		市・町	現状の地番・地積			
			地番	地目		字	地番	地積	(m ²)
群馬郡国府村	引間	妙見	191	畠	高崎市引間町	妙見	191-1	525	
							2	6.61	
		石堂	249	畠		石堂	249-1	1149	
							2	600	
			250	畠			3	465	
							4	1082	
							5	533	
							6	95	
							7	46	
							8	480	
							9	600	
							10	390	
							11	1094	
			251	畠					
			252	畠			253-1	931	
			253	畠			2	820	
			254	畠			254-1	921	
							2	856	
							3	1196	
							4	16	
			255	畠			256-1	248	
			256	畠			2	184	
			257	畠			258-1	1083	
			258	畠			2	480	
							3	600	
群馬郡国府村	東国分	村前	259	畠	高崎市東国分町	村前	260	1266	
			260	畠			261-1	307.43	
			261-1	畠			2	700.82	
			-2	宅地			3	405	
							4	755	
							5	347	
							6	102	
							7	734	
							8	601	
							9	400	
			262	畠			263-1	709	
			263	畠			2	315	
							3	600	
							4	396	
			264	畠			265	1123	
			265	原野			266-1	265	
			266	畠			2	165	
							3	100	
			267	畠			268		
			268	畠					
			239	畠			239	49	
			240	畠			240-1	208	
			241	畠			3	13	
							241-1	477	
							2	195.28	
							3	600	
							4	600	
							5	756.77	
							6	330.04	
							7	410.45	

第5表 史跡指定地の地番・地目・地積 2

郡・村	大字	字	指定時の地番・地目		現状の地番・地積		
			地番	地目	市・町	字	地積(㎡)
群馬郡高岡村	東国分	村前	242	畠	高崎市東国分町	村前	242 138
			243	畠			243 39
			244	畠		244-1	519
						-2	65.55
						-3	600
			245	畠		246-1	147
			246	畠		-2	248
			247	畠		247	128
			248	墓地		248-1	29
						-2	12
			249	畠		-3	22
			250	畠		249	317
			251	宅地		250	585
						251-1	510.9
						-3	909
						-4	444.46
			252	墓地		252	49
			253	畠		253	238.01
			254	畠		254	128.92
			255	畠		255-1	132.23
						-2	228.09
			256	畠		256-1	198
						-3	69.42
			257	宅地		258	366.94
			258	宅地		259-1	444
			259	畠		-2	59
						-3	209
			260	畠		260	76
			261	畠		261-1	1213
						-3	59
			262	畠		-4	141
			263	畠		262	238
						263-1	62
						-2	842
			264	畠		264-1	535
						-2	911
			265	畠		265	462
			266	畠		266-1	681
						-2	480
			267	畠		-3	633
			268	墓地		267	707
			269	畠		268	148
			270	宅地		269	333
			271-1	宅地		270	267.76
						271-1	618.18
			271-2	宅地		-3	267.76
			272	墓地		乙 271	251.23
						272	198
群馬郡元総社村	元総社	小見	1650	畠	前橋市元総社町	小見	1650 1021
			1651	畠		1651	1084
			1652	畠		1652	988
			1653	畠		1653	647
			1654	畠		1654-1	387
						-2	240
			1655	畠		1655-1	554
						-2	599
						-3	600
						-4	600
						-5	404
						-6	599
						-7	776
			1666	畠		1656-1	633
						-2	1200
			1657	畠		甲 1658	1090
			1658-甲	畠		1658-2	76
			-乙	宅地		1659	2667
			1659	畠		1660	59
			1661	畠		1661-1	1431
						-2	614
						-3	429
			1662	畠		1662-1	1102
						-2	600
						-3	600
						合計	62,459.85



第22図 土地所有区分図

第2節 現状と課題

1 保存

(1) 地下遺構

〈現状〉

- ・現在、史跡指定地の全域が公有地であり、適切に保存されている。
- ・指定地外の周縁部でも、国分寺に関連する遺構が見つかっている。

〈課題〉

- ・指定地外、西辺の西側で宅地化が進んでいる。
- ・国分寺に関連する遺構が保護されていない箇所がある。

(2) 地形環境

〈現状〉

- ・部分的な盛土造成により、史跡地内の段差が著しい。
- ・史跡地中央を貫流する水路の講堂基壇以南の暗渠化工事は済んでいるが、講堂基壇以北は未整備である。
- ・豪雨時は史跡地北方から大量の雨水が流れ込む。水路が大量の水を処理しきれず、一段低くなっている史跡地北東部は冠水する。

〈課題〉

- ・史跡地の中を来場者が歩きづらい。
- ・来場者に対して、自由に散策できない状態になっている。
- ・講堂以北の水路暗渠化と冠水対策を両立する必要がある。

(3) 景観

〈現状〉

- ・史跡から見る榛名山や赤城山等、背景となる山並みの景観が良好である。
- ・指定地外の現存住宅の景観を遮蔽するため、西辺南部に 67 m にわたるシラカシによる高垣が植栽されている。
- ・修景ゾーンとして北西部にクロマツ 13 本が植栽されている。
- ・指定地南縁と染谷川との間に民有地がある。雑木が繁茂しており、天平の道駐車場からの史跡南面景観を遮っている。
- ・第 1 期整備時、ガイダンス施設東側に植栽した樹木が生長し、やはり南面景観を遮っている。

〈課題〉

- ・シラカシは生長が早く、クロマツも大きく生長しており、維持管理に手間と費用がかかる。
- ・指定地南隣の雑木林は、希少な鳥や小動物の住処となっている。

2 活用

(1) 学校教育

〈現状〉

- ・近隣の保育園や幼稚園、児童養護施設が散歩に訪れる。園児や児童にとって、思い切り遊び、走り回れる格好の空間になっている。

- ・毎年4～6月を中心に、近隣の小学校が校外学習に訪れる(平成30年度 前橋市内4校、高崎市内3校、渋川市内3校)。
- ・大学の歴史学専攻生が訪れる。
- ・平成11年度をピーク(それ以前はデータなし)に減少傾向であったが、平成24年度以降増加に転じた。平成24年度以降は1,000人前後で推移している。

〈課題〉

- ・校外学習に訪れる小学校の数は多いとは言えない。
- ・中学生・高校生の来場者が少ない。
- ・県外の学校利用が少ない。

(2)生涯学習

〈現状〉

- ・歴史を学習する生涯学習団体が見学に訪れる。
- ・高齢者福祉施設、病院デイケアが散歩に訪れる。
- ・春には北東部の桜がきれいに咲き誇り、花見見学者が訪れる。
- ・平成10年代は2,000～3,000人程の来場者であったが、平成20年代は増加傾向にあり、平成22年度からは5,000人前後で推移している。

〈課題〉

- ・定期的に訪れる団体が少ない。
- ・本史跡を訪れるツアーは稀である。
- ・さらに多くの来場者を呼び込める余地がある。

(3)ガイダンス施設

〈現状〉

- ・年末年始(12/29～1/3)以外は、無休で開館している。
- ・平成6年に開館したが、展示内容はほぼ当時のままである。
- ・1/20で精巧に復元された七重塔の模型が展示の目玉となっている。
- ・リーフレット(A3版表裏、半折り)を印刷し、来館者に配布している。

〈課題〉

- ・開館後20年以上が経過し、展示や映像が古くなっている。また建物自体も老朽化している。
- ・国分寺や古代上野国について、見学者に具体的に伝えるにはスペースが狭い。
- ・リーフレットの内容は一部、最新の情報を盛り込んでいるものの、基本的には第1期の調査研究成果に基づくものとなっている。

(4)広報・普及

〈現状〉

- ・県ホームページに、史跡の情報や最新の発掘調査成果について紹介している。
- ・群馬テレビと地元紙である上毛新聞を媒体として、不定期に見学を呼びかけている。
- ・利用案内チラシを県内小中学校全校に配布して、校外学習としての利用を呼びかけている。
- ・上野国分寺まつりのイベントの一つとして、まつり前週の日曜日に国分寺をテーマにした歴史講

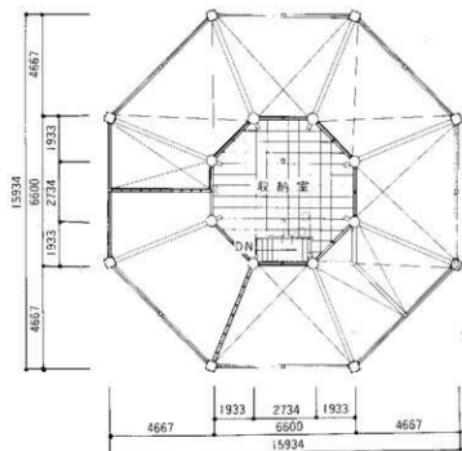
第6表 ガイダンス施設来場者数

年 度	学校教育				生涯学習・一般		イベント			来場者 総数	
	県内		県外		県内	県外	発掘現地 説明会	元気にな る集い	国分寺 まつり		
	校	人數	校	人數							
平成6年度										15,458	
7年度										10,430	
8年度										8,734	
9年度					7,256	1,410				8,666	
10年度					5,837	1,037				6,874	
11年度	29	2,009	0	0	3,613	836				6,458	
12年度	19	1,245	0	0	2,958	738				4,941	
13年度	24	1,416	1	44	2,621	798				4,879	
14年度	29	1,256	1	3	2,676	499				4,434	
15年度	19	914	3	90	2,752	453				4,209	
16年度	31	1,478	4	66	1,623	403				3,570	
17年度	13	966	2	115	1,745	571				3,397	
18年度	14	737	0	0	1,915	439				3,091	
19年度	10	725	1	20	2,432	689				3,866	
20年度	11	758	1	7	2,821	912				4,498	
21年度	14	723	1	27	2,819	753				4,322	
22年度	14	920	4	64	4,250	567			データなし	5,801	
23年度	11	491	5	344	3,934	941			データなし	6,060	
24年度	16	1,187	5	120	4,969	1,059	141	500	1,400	9,376	
25年度	18	863	4	67	3,851	946	267	500	1,650	8,144	
26年度	22	785	5	85	4,939	690	134	500	5,000	12,133	
27年度	20	1,042	1	19	4,442	837	85	500	6,000	12,925	
28年度	17	953	1	21	4,188	992	54	500	13,000	19,708	
29年度	23	1,031	1	8	4,311	766		800	台風で中止	6,916	

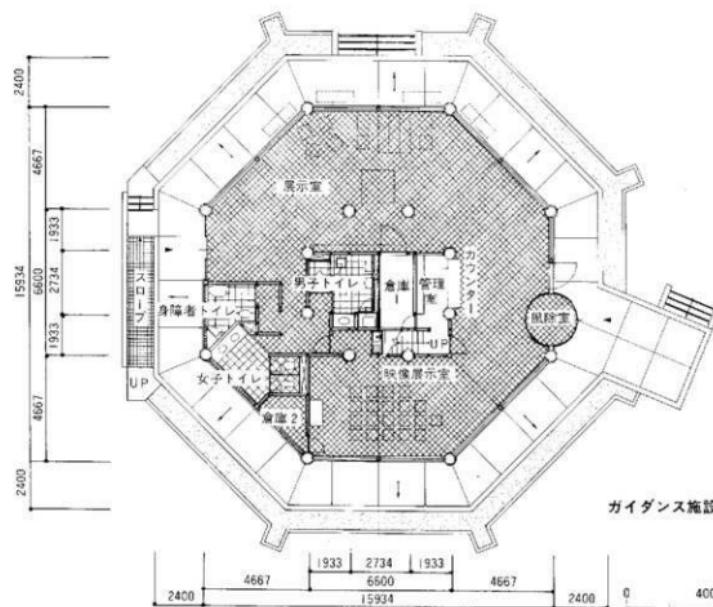
※元気になる集い、国分寺まつりはともに主催者発表の人数



第23図 利用案内チラシと史跡上野国分寺跡だより



ガイダンス施設 2階平面図



ガイダンス施設 1階平面図

第24図 ガイダンス施設「上野国分寺館」平面図

演会を開催している。

- ・「史跡上野国分寺跡だより」を年2～3号作成し、地元の高崎市国府地区に回覧板として情報提供している。
- ・平成24～28年度の発掘調査期間中には、単独で1回、上野国分寺まつり当日に合わせて1回と年度2回の現地説明会を開催し、発掘調査成果を公開した(第6表の人数は、単独で実施した日の人数)。
- ・平成30年3月10日に上野国分寺シンポジウム「新しい上野国分寺像を探る」を開催し、最新の調査研究成果を県民に発表した。

〈課題〉

- ・広報活動が不十分であり、さらに対象を広げられる余地がある。

(5) 史跡地の活用

〈現状〉

・イベントとして、地元NPO法人を中心に運営される4月の「上野国分寺元気になる集い」、地元区長会・上野国分寺遺跡愛好会を中心に運営される10月の「上野国分寺まつり」が定着している。平成30年度で「元気になる集い」が第8回、「上野国分寺まつり」が第9回を数える。それぞれが芸能発表や物販を行うほか、「元気になる集い」は熱気球をあげて七重塔の高さから国分寺を眺めるイベントが目玉となっている(平成30年度来場者1,000人(主催者発表))。「上野国分寺まつり」は200人の天平衣装行列がまつりの華となっており、多くの来場者を迎えており(平成30年度来場者16,000人(主催者発表))。また学校教育と連携し、高崎市立群馬中央中学校演劇部の生徒による歴史劇「上野国分寺物語」も上演されている。



第26図 上野国分寺元気になる集い・上野国分寺まつりのチラシ

〈課題〉

- ・地域住民との連携を強化し、イベントを継続していく必要がある。

(6)周辺遺跡等との連携

〈現状〉

- ・史跡周辺には上野国分尼寺跡や上野国府推定地・山王庵寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群など、当地域が古代上野国の中心地であったことを物語る重要な遺跡が分布する。
- ・史跡周辺に前橋市の総社歴史資料館、高崎市のかみつけの里博物館が整備されている。
- ・県内では、伊勢崎市の史跡上野国佐位郡正倉跡や太田市の史跡上野国新田郡家跡、高崎市の多胡郡正倉跡等の調査が進められており、それぞれ大きな成果があがっている。

〈課題〉

- ・地元である前橋市・高崎市をはじめ、伊勢崎市・太田市との連携が不十分である。

3 整備

(1)整備施設等

〈現状〉

- ・第1期整備事業が中断したため、部分的な整備になっている。
- ・塔基壇・講堂(旧金堂)基壇・南辺築垣の一部が復元されている。
- ・塔基壇・講堂(旧金堂)基壇は国分寺創建時の地表面レベルで復元されているのに対し、南辺築垣は旧地表面レベルより60～70cm盛土して整備されている。
- ・南からの景観を重視して史跡地南西部にガイダンス施設が建設されたが、南辺の景観が完成していない。

〈課題〉

- ・史跡地の公有地化に伴って移転した宅地の基礎や石積、井戸がそのまま残されている箇所、梅林がある。
- ・講堂基壇東方に第1期整備時の残土の高まり、梅林の北隣に第1期調査で出土した礎石や玉石類の集石がある。
- ・施設の経年劣化が著しい。南辺築垣は版築土の表面が剥がれたり、鳥が穴をあけて巣にしたりしている。また、講堂(旧金堂)基壇の階段はかなり破損している。
- ・第2期調査で新たに金堂・中門・回廊が確認され、鐘楼・一本柱列の存在が再評価されている。
- ・第2期の調査研究成果により、第1期整備の復元施設に見直しが生じている。

(2)解説板

〈現状〉

- ・塔の西方に全体の解説板が設置されている。
- ・塔と南辺築垣の2か所に遺構の解説板が設置されている。

〈課題〉

- ・全体の解説板の情報が古くなっている。
- ・南辺築垣は西端に設置されており、見学者が解説板のところまで行くことは少ない。

(3) 便益施設

〈現状〉

- ・外周の木柵や史跡名称標柱の設置、伽藍地外にガイダンス施設、広場と園路、設備(照明等)を整備している。
- ・天平の道駐車場に四阿が設置されている。
- ・ガイダンス施設以外にトイレ・水飲み場がない。
- ・史跡地内の休息場所は、塔前のイチョウの下のベンチ1か所のみである。
- ・南から南大門へと向かう進入路の軸線が、北に対して2°東にずれている。

〈課題〉

- ・来場者が長く滞在できる状態になっていない。
- ・進入路と南大門との取付きに齟齬が生じている。

(4) 駐車場

〈現状〉

- ・西毛広幹道の開通に合わせ、西毛広幹道からの進入路と天平の道駐車場が整備されている。駐車場は大型バス5台、普通車23台(うち身障者用2台)が利用できる。また、自転車置き場も設置されている。
- ・ガイダンス施設の西側スペースも身障者用駐車場として利用できる。

〈課題〉

- ・史跡地からはやや離れている。

(5) 道路案内標識

〈現状〉

- ・現在設置されている道路案内標識で、天平の道駐車場へ誘導したものではない古い標識もある。
- ・史跡地周辺のみで、広域には設置されていない。

〈課題〉

- ・来場者がスムーズに天平の道駐車場へ辿り着けないケースが見られる。

4 管理運営

〈現状〉

- ・群馬県教育委員会が直営で、適切に管理している。
- ・ガイダンス施設に3人の臨時職員を雇用し、ローテーションで見学者対応を行っている。
- ・史跡地内除草は業者委託で行っている。史跡地全域を3回、基壇周辺など見学者が歩くルートをさらに2回程度、除草作業を行っている。
- ・年3回程度、上野国分寺遺跡愛好会による見学者ルートを中心としたボランティア除草を行っている。

〈課題〉

- ・臨時職員の雇用や除草委託費に相応の経費がかかる。
- ・ボランティアガイドの導入・育成を検討する必要がある。



伽藍地内の段差



暗渠化未整備の水路



冠水した北東部



北西部のクロマツ



染谷川南からの景観



北東部の桜



1/20スケールの
七重塔模型



色褪せたパネル



発掘現地説明会



上野国分寺シンポジウム



史跡名称標柱



伽藍地内に残る梅林



講堂階段の破損



築垣に作られた鳥の巣



屈曲する南辺築垣と西辺のシラカシ



整備未完成の南辺



塔西方の解説板



南辺築垣の解説板



塔前のベンチ



天平の道駐車場の四阿

第3節 関係法令と関連計画

1 文化財保護法

史跡指定地内では、土地や建物の現状を変更する行為を行う際には、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請が必要となる。(法第125条)

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土地の改変を伴う行為を行う場合は、事前に届出・通知を行わなければならない。(法第93・94条)

2 都市計画法

(1)都市計画区域における区分

高崎市の範囲：市街化調整区域(開発行為は行われない)

前橋市の範囲：市街化調整区域(　　〃　　)

【課題】史跡整備の際には、建築の許可・開発行為について協議が必要

防火地域：防火・準防火の指定はない(高崎市・前橋市ともに)

(2)関連計画

○高崎市都市計画マスター プラン(平成23年3月改訂)

将来都市像：交流創造都市

都市づくりの目標

誰もが安心して住み続けられる、人にやさしい居住環境の形成

- 災害や日常の危険に対処した、安全な都市基盤の形成
- 身近な自然を守り、環境と共生する都市づくり
- 歴史・文化・伝統などの個性を活かした地域づくり
- 都市内の連携を充実させる交通基盤整備
- 新しい産業や文化が創造、発信される都市づくり
- 人々が集う、魅力ある拠点づくり
- 史跡周辺は田園環境共生エリアに区分される。
- 上野国分寺跡を中心に環境保全に配慮した良好な住環境の形成を図る。
- 史跡は自然活用保全地の地域拠点に位置付けられている。

○前橋市都市計画マスターplan(平成27年3月改訂)

将来都市像「生命都市いきいき前橋」

基本目標

- ①市の発展、都市活力の創出の中心となる都心核・地域核の形成
- ②地域の発展や地域住民の生活を支える地域拠点・生活拠点の形成
- ③市全域を結ぶ道路・公共交通網の確立
- ④すべての人々が生き生きと暮らせる居住環境の形成
- ⑤都市と自然が調和した土地利用の推進
- ・史跡周辺は、田園地区に区分される…無秩序な市街化の抑制、農地の確保と有効利用による營農環境の保全、既存集落の生活環境の向上

3 景観法

高崎市：平成18年1月に景観行政団体となり、平成22年6月に市全域を景観計画区域とする。
前橋市：景観行政団体であり、市全域を景観計画区域とする。

景観法に基づく届出対象行為について、景観計画区域内で建築行為などを行う場合には、当該行為が届出対象行為に該当するかどうか、市と協議する必要がある。

(1)関連計画

○群馬県景観条例(平成5年10月制定)

- ・大規模行為の届出(第18条)

大規模な建築や土地区画形状の変更など、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある行為(大規模行為)を行う際には届出の必要がある。

○高崎市景観計画(平成21年6月1日施行、平成23年改訂)

史跡は群馬地域に区分される。

地域別景観形成の方針の中で、以下の方針において上野国分寺跡が景観資源として位置付けられている。

- ・上毛野はにわの里公園、三ツ寺公園や上野国分寺跡、高崎渋川線バイパスなどからの良好な山並みへの眺望を守ります
- ・古代東国を中心として栄えた古の風景を守り、まちづくりに活かします

景観形成基準において、史跡周辺は田園地域に区分される。建築物や工作物の位置・配置、形態・デザイン、屋外設備、色彩、材料、外構デザイン・敷地の緑化、等について基準が示されている。
【保存における課題】

景観計画では景観重点地区制度を設けており、積極的な景観づくりのために史跡周辺の地区指定の検討が必要である。

○高崎市景観色彩ガイドライン(平成 22 年 6 月策定)

高崎市景観計画に定める美しい色彩景観形成のためのルールとして、色彩基準と適用区域を定めている。

史跡周辺は田園地域に区分される。高崎ならではの豊かな自然が輝く景観の形成のために自然素材やそれに近い色彩の範囲が示され、景観への配慮を呼びかけている。

○高崎市屋外広告物条例(平成 23 年 4 月施行)

高崎市屋外広告物条例における許可共通基準が定められ、また、高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項が示されている。

また、地域の区分として史跡は禁止地域に区分され、良好な景観の保全を優先するため原則として屋外広告物は表示できない。

○前橋市景観計画(平成 29 年改訂)

史跡周辺は平坦田園地区に区分される。将来にわたり田園地として利用されることが望ましく、田園風景を保全すべき地区とされている。

【保存における課題】

景観計画では景観形成重点地区を設けており、地域住民による積極的な景観づくりのために史跡周辺の地区指定の検討が必要である。

○前橋市屋外広告物条例(平成 22 年 7 月 1 日施行)

市全域が禁止区域と許可区域に区分されるが、史跡周辺は許可区域にあたる。屋外広告物を表示する際には許可が必要となる。

【保存における課題】

文化財保護法の規定により指定された 6 つの史跡は禁止地域に指定されている。今後は上野国分寺跡も禁止区域に区分するよう働きかけることの検討が必要である。

4 農地法

農地の転用については、県が行う事業であるため農地転用の許可を必要としない(第 4 条)。

5 農業振興地域の整備に関する法律

指定地は、区域内農用地には含まれない。

第5章 計画の大綱

本計画における大綱を次のとおり定める。

○地下遺構と地形の確実な保存と景観の保全

上野国分寺跡は、伽藍地全域がほぼ完全な形で残っている全国的に見ても稀有な国分寺である。また、これまでの発掘調査によって、伽藍地内に配置された堂塔の様子もかなり判明している。長年にわたって、地域住民に愛され守られてきた史跡を、これからも群馬県が誇る史跡として適切に保存し、確実に未来へ継承していく。さらに、豊かな自然環境と調和した景観についても合わせて継承していく。

○上野国分寺の意義・特性を生かした活用の推進

現在でもガイダンス施設を核とした活用、地域住民によるイベント等が実施されているが、これらをさらに強化・充実させた活用を推進する。学校教育や生涯学習への利用を促進し、イベントや体験活動等を充実させることで史跡を訪れてもらう機会をより多く創出する。また、史跡の周辺地域には上野国分尼寺跡や上野国府推定地・山王庵寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群・三ツ寺I遺跡・北谷遺跡等、古代上野国中心地としての重要遺跡が多く分布するため、これら関連遺跡とのネットワークを構築し、上野国分寺跡を核とした古代上野国を中心とした総合的な活用を図る。さらに適切に発掘調査を実施し、調査研究を継続することで、上野国分寺の解明をさらに進めるとともに史跡の価値をより高め、これらの情報を県内外に積極的に発信する。併せて、調査研究の成果を保存・活用に活かす。

○保存・活用の目的を達成するための整備の実施

地下遺構の保存をより一層確実にするための整備を行うとともに、古代上野国を表徴する国分寺として古代の歴史・文化を学習、体感できる場、また地域住民・県民の憩いの場、交流の場として、活用に資する整備を進める。第2期の新たな調査研究成果に基づき、適切な整備方法により本来の上野国分寺の姿を表現することやガイダンス施設の展示等をリニューアルすることで、子どもたちをはじめ多くの県民が史跡の価値を再認識し、郷土への誇りや愛着を育むよう促す。これにより、史跡を大切にしようとする県民の意識を醸成し、適切な保存へと結びつけることを目指す。

○保存・活用を適切に行うための管理運営体制の構築

群馬県教育委員会を核とし、群馬県関係部局・前橋市・高崎市・地域住民・関連団体等との連携を強化した管理運営体制を構築する。上野国分寺遺跡愛好会による史跡地内のボランティア除草等による史跡の維持管理、また「上野国分寺元気になる集い」や「上野国分寺まつり」などのイベント等による史跡の活用など、行政と地域住民・関連団体との連携をさらに強め、協働して史跡の保存・活用を推進する。

第6章 保存

第1節 保存の方向性

本計画では、史跡上野国分寺跡及び東方に所在する上野国分尼寺跡、並びにこれら国分二寺に関連する施設の存在が推定される周辺地域を含めて取扱うこととする。史跡の確実な保存と継承のために、史跡と関連する周辺地域について保存のための地区区分を設定し、区分毎に保存の方法と現状変更等の取扱い基準や土木工事等の取扱い基準について定める。

また区分毎に、各地区的現状や調査研究の進捗の状況等から、発掘調査や追加指定、公有地化、周辺環境の保全について方針を定める。

第2節 保存の地区区分

史跡指定地及びそれと関連する施設の存在の可能性から地区区分する。

史跡指定地は伽藍地をほぼ包含し、全域が公有地化されて遺構の保存が図られていることから、厳格に保存する地区として現状変更の取扱い基準を定める。この区分をⅠ地区とし、さらに伽藍地をⅠA地区、伽藍地前面をⅠB地区として細分する。

史跡指定地を取り囲む東・西・北面は、伽藍地の外郭施設の存在が想定されることから、史跡と一体的な保存を目指すⅡ地区とする。

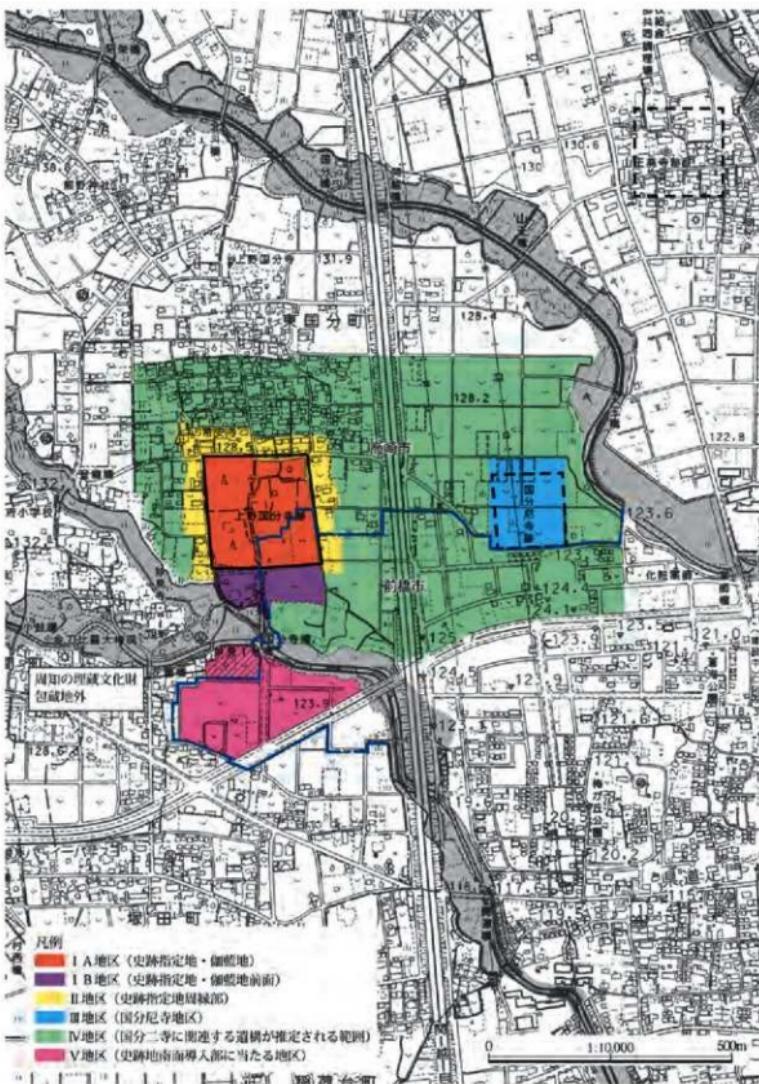
国分寺と並ぶように東方に建立された国分尼寺の伽藍地を包含する範囲をⅢ地区とする。

史跡周辺一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地「奈良平安No.34遺跡」であり、また国分二寺の管理運営施設や集落等、国分寺に関連する遺構が想定される地区である。この周辺地域をⅣ地区として、遺跡の保存及び史跡と一体的な景観保全に努める。

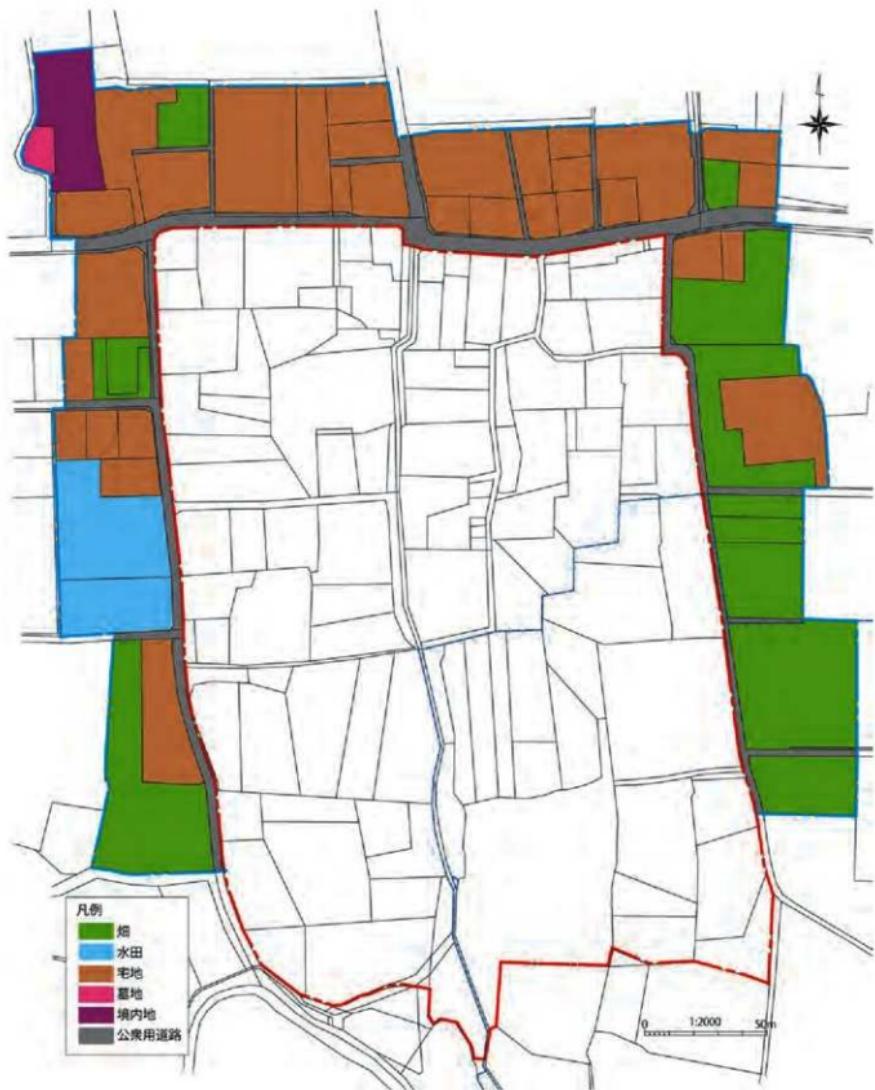
史跡指定地の南方、染谷川と西毛広幹道に挟まれた地域をⅤ地区とする。史跡指定地へとアクセスする導入部として、史跡との一体的な景観保全に努める。

第7表 本計画の地区区分

地区区分	地区的性格	保存・活用・整備の方針
I A 地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地。 伽藍地をほぼ包含し、伽藍を構成する遺構と遺物が存在する範囲。 全域が公有地化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 確実に遺構を保存する。 積極的に活用する。 保存と活用に有効で適切な整備を実施する。
I B 地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地。 伽藍地の前面にあたる範囲。 西半部にガイダンス施設や広場が整備されている。 東半部は未整備だが、イベント時に熱気球や物販テント等を配置する地区として活用される。 全域が公有地化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 確実に遺構を保存する。 積極的に活用する。 保存と活用に有効で適切な整備を実施する。
II地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地の東・西・北側の周縁部。 上野国分寺の外郭施設が存在する可能性がある範囲。 北東部は築垣想定位置を含む。 東大門の礎石、東辺外郭溝の一部が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 上野国分寺に関連する遺構が確認された場合には追加指定を検討する。 史跡と一体的な景観形成に努める。 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。
III地区	<ul style="list-style-type: none"> 国分尼寺推定地を包含する範囲。 回廊・尼坊・外郭施設の一部が確認されている。 未指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に史跡指定を目指す。 史跡と一体的な保存と活用を図る。 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。
IV地区	<ul style="list-style-type: none"> 国分二寺に関連する遺構が推定される範囲。 僧寺と尼寺を中心とした周辺環境を構成する範囲。 北は僧寺北辺から約 200 m、南は染谷川・西毛広幹道、西は弁天川、東は牛池川の範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な遺構が確認された場合には史跡指定を検討する。 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。
V地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地への南面導入部となる範囲。 史跡指定地の南面、北は染谷川、南は西毛広幹道の範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な遺構が確認された場合には史跡指定を検討する。 史跡と一体的な活用を検討する。 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。



第 27 図 地区分図



第28図 II地区の範囲と土地利用区分

第3節 保存の方法

地区区分毎に概要を記したうえで、現状変更等の取扱い基準、発掘調査、追加指定、公有地化並びに保存のための整備の進め方について定める。

I A 地区

塔・金堂・講堂・中門・回廊・鐘楼・南大門・東大門・築垣・一本柱列等の伽藍を構成する遺構が発見されている。また、経蔵や僧坊・西大門の存在も推定される。これらの重要な遺構・遺物、地形を確実に保存する。

現状変更等について、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。既設構造物等の補修・改修については、地下遺構に影響の無い範囲に限り認める。既設構造物のうち、史跡の価値を構成しないものは将来的に除却を目指す。現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

史跡の調査研究及び整備に必要な場合は、発掘調査を実施する。

遺構を確実に保存するための地盤整備、雨水排水を円滑にするための整備を行う。

I B 地区

南辺外郭溝や土採り穴と推定される土坑等の国分寺に関連する遺構、国分寺創建前・衰退期以降の住居跡等が検出されている。現状では、西半部にガイダンス施設や広場が整備されており、史跡理解の導入部としての位置づけとなっている。東半部は未整備だが、イベント時に熱気球や引き馬を行う場所、物販テントが並ぶ場所として多目的広場のように活用されており、積極的な活用地区として保存を図る。

現状変更等について、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。既設構造物等の補修・改修については地下遺構に影響の無い範囲で、またガイダンス施設の維持管理に伴う行為に限り認める。既設構造物のうち、史跡の価値を構成しないものは将来的に除却を目指す。現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

史跡の調査研究及び整備に必要な場合は、発掘調査を実施する。

遺構を確実に保存するための地盤整備、雨水排水を円滑にするための整備を行う。

II 地区

上野国分寺の外郭施設の存在が想定される地区であり、東部では東大門や東辺に関連すると考えられる遺構が確認されている。北東部は築垣想定位置を含む。史跡に隣接する範囲であることから史跡と一体的な景観形成を目指す。上野国分寺に関連する遺構が確認された範囲は史跡と一体的な保存を目指し、また地権者や管理者に遺構の存在や価値について周知するとともに、保存についてI地区と同等の扱いとするよう協力を求める。

周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

伽藍地外郭施設や伽藍地範囲把握のための発掘調査を積極的に実施し、関連する遺構が確認された場合には優先的に追加指定する。追加指定後には公有地化を検討する。

III 地区

上野国分尼寺が想定される範囲であり、平成28年度(2016)から高崎市教育委員会による範囲

確認調査が継続されている。事業の遂行に対して、高崎市を支援する。国分二寺として、史跡と一体的な保存を目指すとともに景観保全に努める。

周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に高崎市教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

高崎市教育委員会による、史跡指定に向けた諸手続きに対する支援を行う。史跡に指定された場合は将来的に公有地化を支援する。

IV地区

国分二寺の管理運営に関連する施設の存在が想定される地区であり、区画溝や「東院」・「法花寺」墨書き土器の出土が確認されている。僧寺と尼寺を中心とした周辺環境を構成する重要な範囲であることから、景観保全に努める。

周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

重要な遺構が発見された場合には、史跡指定を検討する。史跡に指定された場合は将来的に公有地化を検討する。

V地区

史跡への主要なアクセス道路である西毛広幹道に面した地区であり、進入路と天平の道駐車場が整備されている。史跡への南面からの導入部として重要な範囲であることから、史跡と一体的な景観保全に努める。

周知の埋蔵文化財包蔵地では、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地区では、事前の届出・通知を行う必要はないが、景観保全や将来的な活用のため、建築・土木工事を行う際は事前に群馬県教育委員会と協議を行うよう地権者に協力を求める。

重要な遺構が発見された場合には、史跡指定を検討する。史跡に指定された場合は将来的に公有地化を検討する。

第4節 現状変更等の内容と許可

1 史跡指定地の現状変更等について

史跡指定地内において現状変更及び遺構に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。ただし、「文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」によって、許可できない現状変更の行為も規定されている。文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、当該市教育委員会(高崎市・前橋市にまたがる場合は群馬県教育委員会)がその事務を行う。

「維持の措置」「非常災害の為に必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合」は、許可申請不要とされている(「文化財保護法第125条第1項」)。また、遺構に影響の無い日常的な維持管理のための行為についても現状変更等に該当しない。

ただし、これらの行為を実施する際にも、群馬県教育委員会と事前協議を行うものとする。

(1) 許可できない現状変更の行為

・史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」(本書)に定められた保存の基準に

反する行為

- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる行為

(2) 文化庁長官に許可申請が必要な行為

- ・土地の形状の変更を伴う行為
- ・建築物の新築・建替・増改築・除却(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・工作物の新設・改修・除却(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・木竹の植栽・移植・抜根(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
- ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

(3) 当該市教育委員会に許可申請が必要な行為(ただし、高崎市と前橋市にまたがって行われる場合は群馬県教育委員会)

- ・小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120m²以下など)で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- ・工作物(建築物を除く)の設置、若しくは改修(設置の日から50年を経過していない工作物)
- ・道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないもの)
- ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修(設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模のもの)
- ・埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の設置又は改修
- ・建築物等の除却(建築または設置の日から50年を経過していない建築物等)
- ・木竹の伐採

(4) 現状変更等の許可を必要としない行為

- 維持の措置(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する規則第4条)
 - ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき
 - ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - ・史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
- 非常災害のために必要な応急措置
- 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

(5) 現状変更等に該当しない日常的な維持管理

- ・既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・塀などの工作物の改修
- ・既存園路・水路の維持管理、清掃など

- ・史跡の維持管理：施設の保守点検、既存樹木・生垣などの剪定や枝払い、除草、清掃など
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活や生業上必要なもの

2 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

周知の埋蔵文化財包蔵地においては、建築・土木工事など土地の掘削を伴う行為を行う場合は、文化財保護法第93条・94条の規定により、事前に事業者が届出を行わなければならない。埋蔵文化財の保護上必要と認めるときは、土木工事等の前に埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施などを指示することができる。

第5節 現状変更等の取扱い基準

史跡を適切に保存するために、第4節で整理した現状変更等の制限や土木工事等に伴う届出について、地区区分毎に具体的な取扱い基準を定める。なお、実施する行為が該当するか等、不明点・疑問点がある場合には、事前に群馬県教育委員会あるいは当該市教育委員会へ確認を求めるものとする。

I A地区

史跡指定地であり、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。ただし、遺構に影響が無い範囲での既設構造物の補修・改修は認める。既設構造物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

①建築物

- ・建築物の新築は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設建築物の補修・改修について、遺構に影響の無い範囲は認める。

②園路

- ・園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。

③水路

- ・水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の水路は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

④工作物

- ・工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設工作物の補修・改修について、遺構に影響の無い範囲は認める。
- ・既設の工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

⑤埋設物

- ・埋設物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。保存活用のための埋設物を設ける場合は、盛土による十分な保護層を設けたうえで遺構への影響が無いものとする。
- ・既設の埋設物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

⑥地形

- ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。

⑦樹木

- ・新規の樹木植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。保存活用を目的とした植栽を行う場合には、根系が遺構に影響を与えない方法とする。
- ・既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは伐採を検討する。なお、抜根は地下遺構への

影響を考慮して、その都度検討する。また、既存樹木のうち根系が重要な遺構に抵触する可能性があるものは、伐採を検討する。

I B 地区

史跡指定地であり、基本的に I A 地区と同等の取扱いとするが、ガイダンス施設の維持管理に伴う行為は認める。現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

①建築物

- ・建築物の新築は認めない。
- ・ガイダンス施設の補修について、遺構に影響の無い範囲は認める。
- ・ガイダンス施設の建替・増築については、事前に文化庁と協議を行う。

②園路

- ・園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の園路は、補修や史跡の保存活用に資する改修に限り認める。

③水路

- ・水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の水路は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

④工作物

- ・工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の工作物は、維持管理のための補修・改修に限り認める。
- ・既設の工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

⑤埋設物

- ・埋設物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。保存活用のための埋設物を設ける場合は、盛土による十分な保護層を設けたうえで遺構への影響が無いものとする。
- ・既設の埋設物は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

⑥地形

- ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。

⑦樹木

- ・新規の樹木植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。保存活用を目的とした植栽を行う場合には、根系が遺構に影響を与えない方法とする。
- ・既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは伐採を検討する。なお、抜根は地下遺構への影響を考慮して、その都度検討する。

II 地区・III 地区・IV 地区・V 地区

周知の埋蔵文化財包蔵地(V地区は一部包蔵地外)であり、建築・土木工事など土地の掘削等を行う場合は、文化財保護法に基づき当該市教育委員会へ事前に届出を行い、協議を経て発掘調査の実施等の取扱いを決める。

II 地区については、史跡の外郭施設が存在する可能性があることから、地権者・管理者に遺構の存在と価値を周知し、遺構の保存と景観保全に理解と協力を求める。

①建築物

- ・建築物の新築・増改築の際に掘削を伴う行為を行う場合は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・建築物の外観の形状や色彩について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

②道路、水路

- ・県・市等の関係部局に遺跡や遺構の保存と史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。
- ・掘削を伴う行為を行う場合は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・既設道路や水路は、遺構に影響の無い範囲での軽微な改修は認める。ただし事前の協議と届出を行う。
- ・道路付帯構造物や護岸構造物等の意匠について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

③工作物・埋設物

- ・掘削を伴う工作物・埋設物の新設・増設・改修は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・工作物の意匠について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

④地形

- ・掘削を伴う地形の変更(盛土・切土)は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・現状地形の大規模な変更は行わないよう協力を求める。

⑤樹木

- ・掘削行為を行う際は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・景観保全に協力を求める。

⑥耕作

- ・地権者・管理者・土地利用者に遺跡や遺構の存在を周知し、遺構の保存に協力を求める。

第6節 発掘調査

I地区は、第1期及び第2期発掘調査が実施され、主な伽藍配置や伽藍地の範囲は概ね確認されている。しかし、僧坊の位置や寺院に付帯する施設、北側空間の利用状況等、明らかとなっていない部分もある。今後の整備等の必要に応じて、発掘調査を実施する。

II地区は、東大門や東辺外郭溝の一部が発見され、伽藍地の外郭施設が存在する可能性が高いことから、伽藍地範囲を明らかにするための発掘調査を計画的に実施する。

III地区は、上野国分尼寺の推定地であり、平成28年度(2016)から高崎市教育委員会による確認調査が継続的に行われている。史跡指定を視野に入れ、高崎市の事業進捗を支援する。

II・III・IV・V地区は史跡指定地外であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法の第93条・94条の規定に則るものとする。

第7節 追加指定等

II地区について、国分寺の外郭施設が存在する可能性が高く、関連する遺構も一部発見されている。関連する遺構が確認された部分については、積極的に追加指定を目指す。

Ⅲ地区は、上野国分尼寺の推定地であり、適切な発掘調査を経た上で将来的に史跡指定を目指す。
Ⅳ・Ⅴ地区は、発掘調査により国分二寺に関連する重要な遺構が確認された場合は、追加指定あるいは史跡指定を検討する。

第8節 公有地化

Ⅰ地区は、全域が公有地化されている。

Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ地区は、史跡指定や追加指定された場合は公有地化を検討する。

第9節 周辺環境の保全

Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ地区は、史跡をとりまく景観として重要な範囲であり、群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画等に基づき、景観保全に努める。

特にⅡ地区は史跡に隣接する範囲であり、一部は畠地として良好な景観を保っているものの、宅地化も進んでいる。また、伽藍地外郭施設は現状の道路(市道)と重複する可能性もある。地権者や管理者に遺構の存在と価値を周知し、史跡と一体的な景観を保つよう理解と協力を求める。

第8表 地区区分ごとの保存とそのための管理手法

地区の性格 地くの性格	Ⅰ 地く	Ⅱ 地く	Ⅲ 地く	Ⅳ 地く	V 地く
	・史跡指定地で、伽藍地をほぼ 包含する範囲。 ・伽藍を構成する遺構と遺物が 存在する範囲。	・史跡指定地の東・西・北側の 周縁部で、「上野国分寺の前面 にあたる範囲。 ・施設が存在する可能性がある 範囲。	・上野国分尼寺の推定 範囲で、遺構が推定される範 囲。 ・周知の埋蔵文化財包確認地 「前崎市0143道路」「奈 良平安市39道路」の一部 が確認されている。 ・東部で外部施設の一部が確認 されている。 ・周知の埋蔵文化財包確認地「奈 良平安市34道路」の一部。	・國分二寺に附隨する範 囲。遺構が推定される範 囲。 ・花寺・墨書き土器が確 認されている。 ・周知の埋蔵文化財包 確認地「奈良平安市34 道路」の一部。	・天平の道駐車場、烟、道 路などがある。
現状	・第1期整備において塔基壇、 講堂(旧金堂)基壇、南邊廻廊 の一部が施設としている。 ・公有地で他の基礎や石 積、楓、梅林等が残っている。 ・中央に水路が貫流している。	・第1期整備において西半部 に方イダンス施設、広場が設 けられている。 ・東部は、イベント時に熱氣 球や物のデントを配置する 場として活用されている。	・宅地、畑、水田、境内、墓 地、道路などがある。	・宅地、畑、道路などがある。 ・天平の道駐車場、烟、道 路などがある。	
保存の方針	・史跡の保存活動に資する行為 以外の現状変更は認めない。 ・周知の遺構を確実に保存す ることともに、史跡の価値を保 証するための活用整備を推 進する。	・史跡の保存活動に資する行為 以外の現状変更は認めない。 ・周知の遺構を確実に保存す ることともに、史跡の価値を保 証するための活用整備を推 進する。	・地権者・管理者に、遺構の保 存について理解と協力を求 める。 ・周知の埋蔵文化財包確認地であ り、細則を作り、周知の教育委員会との事 務協議と土木工事等のための発掘に関する届出が 必要となる。 ・群馬県景観条例や高崎市景 観規制計画・前橋市景観規 制計画に基づき、景観保全に協力を求める。	・周知の埋蔵文化財包確認地であ り、細則を作り、周知の教育委員会との事 務協議と土木工事等のための発掘に関する届出が 必要となる。 ・周知の埋蔵文化財包確認地であ り、細則を作り、周知の教育委員会との事務協議と土 木工事等のための発掘に関する 届出が必要となる。 ・群馬県景観条例や高崎市景 観規制計画・前橋市景観規 制計画に基づき、景観保全に協力を求める。	
現状変更	・建築物の新築は、史跡の保存 活用に資する行為以外は認め ない。 ・既設建築物の補修・改修は、 遺構に影響の無い範囲は認め る。	・建築物の新築は、史跡の保存 活用に資する行為以外は認め ない。 ・ガーデンス施設の修理は遺構 に影響の無い範囲は認め る。 ・ガーデンス施設の建設・増築 は、文化庁と協議する。	・建築物の新築は認めない。 ・ガーデンス施設の修理は遺構 に影響の無い範囲は認め る。 ・既設建築物の補修・改修は、 遺構に影響の無い範囲は認め る。	・建築物の新築は、史跡の保存 活用に資する行為以外は認め ない。 ・ガーデンス施設の修理は遺構 に影響の無い範囲は認め る。 ・既設建築物の補修・改修は、 遺構に影響の無い範囲は認め る。	・周知の埋蔵文化財包確認地 では、Ⅱ～Ⅳ地区と同等 の施設とする。 ・周知の埋蔵文化財包確認地 外では、事前に群馬教 育委員会と協議を行うよ う地権者に協力を求め る。

Ⅰ 地区	Ⅱ 地区	Ⅲ 地区	Ⅳ 地区	V 地区
現 地 路 道 状 態 変				
水路	水路	水路	水路	水路
工作物	工作物	工作物	工作物	工作物
埋設物	埋設物	埋設物	埋設物	埋設物
地形	地形	地形	地形	地形
樹木	樹木	樹木	樹木	樹木
耕作	耕作	耕作	耕作	耕作

第7章 活用

第1節 活用の方向性

第4章第2節の現状と課題で述べた、現在、取り組んでいる活用事業をさらに強化・充実させる。現地のガイダンス施設には年末年始を除いて解説員が常駐しており、来場者に対して丁寧に分かりやすく解説できる環境が整っている。広報活動を強化し、校外学習として活用する学校や生涯学習として活用する団体等をさらに増やすことを目指す。

また、史跡を会場としたイベントや体験活動をさらに充実させ、「史跡を訪れてもらうこと、史跡を知ってもらうこと」を重視する。周辺の文化財や文化施設、観光施設等とのネットワーク化を図り、相互に訪れてもらうよう連携するとともに、調査研究の継続と情報発信に努め、関係機関や観光産業等とも連携してより広い情報提供に努める。

第2節 活用の方法

1 学習の場としての活用

(1)学校教育への利用

- ・県内の小中学校等に広報を行い、さらに多くの学校に校外学習として活用してもらうよう積極的に働きかける。
- ・史跡の価値を伝えるため、積極的に出前授業に出向く。
- ・地域の歴史を学ぶ授業の中で取り上げてもらうよう、教員向けの資料作成や研修会を行う。
- ・上野国分寺を分かり易く解説した子ども向けのリーフレットを作成する。
- ・ガイダンス施設の映像資料をリニューアルし、授業でも活用できるようにする。

(2)生涯学習への利用

- ・上野国分寺や古代上野国に関する講座や体験学習行事、発掘調査現地説明会等を実施し、史跡の価値の周知を図り、地域の歴史を学ぶ場として活用する。
- ・リーフレットの改定を行う。最新の調査研究成果に基づいた構成とし、史跡の価値を分かりやすく伝えるよう工夫する。

2 地域づくりの場としての活用

(1)体験活動・イベント

- ・現地に整備された施設を用いて、伽藍地の規模や空間・古代の景観を体験する。
- ・現在、実施しているイベント（「上野国分寺元気になる集い」、「上野国分寺まつり」）を継続して実施する。
- ・史跡を「訪れてもらう」、「知ってもらう」きっかけづくりのための体験活動やイベントを実施する（天平衣装体験・伝統芸能・音楽の演奏会等）。また、ガイダンス施設内で子どもたちが取り組める体験活動を検討する。

(2)地域連携

- ・史跡の確実な保存と充実した活用を図るために、地域住民の理解と協力が不可欠となる。史跡の価値を周知し、維持管理や体験活動への参加を呼びかけ、地域との連携を図る。

- ・イベントやボランティア除草等の活動を通して、地域住民の交流やつながりを形成し、地域づくりや将来を担う人材の育成に資する。

(3)憩いの場

- ・史跡に気軽に親しんでもらうために、地域住民や来場者の憩いの場として休憩や散策等、自由に活用できるものとする。

3 研究交流の場としての活用

(1)調査研究・情報発信

- ・史跡の全体像を解明するための調査研究を継続して実施する。調査研究成果は、印刷物や県ホームページ等を用いて広く情報発信する。
- ・史跡の価値を周知するための講座やシンポジウムを開催する。

(2)古代関連遺跡との連携事業

- ・現在、調査が進められている前橋市の国府推定地、高崎市の上野国分尼寺跡・多胡郡正倉跡、伊勢崎市の史跡上野国佐位郡正倉跡、太田市の史跡上野国新田郡家跡等、古代関連遺跡と連携した事業を展開する。

(3)全国の国分寺遺跡との交流

- ・全国各地に分布する国分寺遺跡の所在市町村等と調査研究成果の情報交換を図るとともに、連携事業を実施する。

4 観光交流の場としての活用

(1)情報発信

- ・パンフレットやリーフレット、ホームページの充実等により、上野国分寺跡の存在や価値を県内外に広く情報発信し、周知を図る。

(2)観光産業との連携

- ・観光協会や交通機関・旅行会社・道の駅等と連携し、ポスターの掲示やパンフレットの配架により観光客へ情報提供を行い、史跡への来訪を促す。

(3)周辺文化財、文化施設との活用連携

- ・周辺に分布する上野国分尼寺跡・山王庵寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群等とのネットワークを構築し、調査研究や情報提供、展示・イベント開催等を実施する。また、これらの遺跡を探訪するルートの設定やルート案内のパンフレット作成、誘導標識の設置等により来場者への情報提供を行う。
- ・ユネスコ「世界の記憶」に登録された「上野三碑」との連携を図る。また、西毛広幹道が開通すれば世界遺産富岡製糸場と道路1本でつながることとなるため、富岡製糸場の来場者を取り込む方法を模索する。
- ・群馬県立歴史博物館・総社歴史資料館・かみつけの里博物館・觀音塚考古資料館・多胡碑記念館・

群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館等との連携を強化する。

- ・2020年春開業予定のGメッセには、県内外から多くの人が訪れることが期待される。Gメッセの来場者に史跡を訪れてもらう方法を模索する。

(4)観光イベント

- ・季節毎の観光イベント等とも連携し、集客を図り、リピーターを増やす取組を工夫する。

5 第2期整備事業期間中の活用

- ・整備工事期間中は、安全面に配慮しながら可能な限り公開する。公開が難しい時期は、講座やシンポジウム等を開催し、史跡の周知に努める。
- ・整備事業自体を活用事業と捉え、広く情報発信し、整備工事の見学会等を開催する。また、工事内容の一部を住民参加により実施することで、人々の史跡への愛着心を育てる。さらに整備工事を記録保存することは、ガイダンス施設での展示にも有効となる。

第8章 整備

第1節 整備の方向性

遺構の保存をより一層確実にするための整備を行う。その上で、史跡の本質的価値の理解を促し、積極的な活用を図るための整備を行うこととする。本史跡では第1期整備事業が中断したため、部分的な整備となってしまっている。その後の第2期調査(平成24～28年度)では、これまで不明であった堂宇が新たに発見されるなど伽藍配置が大きく変更となり、上野国分寺の本来の姿が分かってきた。この新たな調査研究成果に基づき、第2期整備事業を展開する。上野国分寺の全体像が分かる整備を行うとともに、県民のみならず全国の人々が「見てみたい」「行ってみたい」と心を動かすような「見る者に分かりやすく、また感動を与える」整備を目指す。調査研究成果に基づいた適切な整備を行うことで、史跡そのものに魅力を持たせることが肝要であり、歴史学習の場としてだけでなく、あらゆる世代の人々が季節を問わず気軽に訪れ、散策することのできる史跡公園としての整備を目指す。

第2節 整備の基本方針

1 遺構の確実な保存を図る

覆土により概ね地下遺構の保存が図られているが、それをより確実にするための地盤整備を行う。併せて雨水排水を円滑にする整備を行う。

2 史跡の情報や価値を正確にわかりやすく伝える

第2期の調査研究成果に基づいた正確な整備に努める。適切な遺構表示や案内板の設置により、来場者が史跡の情報と価値を理解できるよう整備を目指す。また、ガイダンス施設が開館して四半世紀がたち、パネルの色褪せなど設備の老朽化や展示の情報自体が古くなっているため、最新の調査研究成果を踏まえ、映像・展示ともにリニューアルを行う。

3 来場者の理解を深めるための適した整備手法を採用する

遺構表示に際し、建物復元や平面表示、VRやARの活用等、どの堂塔にどのような整備手法が最良であるか、最新の調査研究成果や動線、便益施設、景観等との関係から総合的に検討する。来場者への理解を深めるよう、ハードとソフトのバランスのとれた整備を目指す。

4 伽藍地の広さを体感できる空間を提供する

伽藍地のほぼ全域が保存されているため、国分寺当時の広さを体感できる稀有な例といえる。空間内にできる限り遮蔽物を置かず、また視界を遮る樹木は伐採し、伽藍地全体を見渡せる空間として整備を行う。

5 人々が安心して訪れる事のできる空間を提供する

現状では部分的な盛土による伽藍地内の段差が著しく、また講堂基壇以北の水路暗渠化が未整備である。さらに、土地買上げに伴って移転した宅地の基礎や石積、井戸がそのまま残されている箇所や梅林もあり、来場者に対して安心・安全であるとは言えない状況である。これら諸々の問題を解消し、来場者が安心して気軽に散策できる場所を提供する。

- 6 地域住民・県民がいつでも気軽に訪れるこことできる空間、交流できる空間を提供する
四阿(休息所)の設置や適切な植栽、緑陰を設けることによって、子どもからお年寄りまであらゆる世代の人々が、季節を問わず気軽に訪れ、くつろげる空間を提供する。

第3節 整備の方法

1 地盤整備と水路暗渠化

盛土造成により地下遺構を確実に保存するとともに、地盤を平坦化して伽藍地内の段差を解消する。北東部については冠水との兼ね合いから現状維持も検討する。講堂基壇以北の水路暗渠化工事も、水路管理者や史跡地北方の地域住民と協議の上、冠水との関係で工法を検討する。また、地下遺構をき損する可能性のある樹木、伽藍の表現や景観形成に支障となる樹木は伐採し、史跡の価値を有しない現状構造物等は極力除却する。

2 伽藍の整備

第2期発掘調査で明らかになった堂宇を整備し、上野国分寺の本来の姿を表現する。表現方法について建物復元や平面表示等、適切な方法を検討する。また、第1期整備において整備された施設のうち、第2期の調査研究成果により見直しが必要となった堂宇、破損等により修理が必要なものには再整備を行う。

(1) 第2期調査で明らかになった堂宇の新規整備

- ・金堂院(金堂・中門・回廊)
- ・鐘楼
- ・僧坊北の一本柱列
- ・南大門
- ・南辺築垣東部

(2) 既存整備施設の再整備

- ・講堂(旧金堂)基壇の改修(基壇の規模・高さ調整・階段)
- ・南辺築垣西半の再確認及びそれに伴う改修(線形、外溝)
- ・進入路の改修(中軸線のズレ解消・高さ調整)

(3) 適切なサイン表示

来場者への理解を促すため、適所に適切な解説板・案内板等の整備を行う。

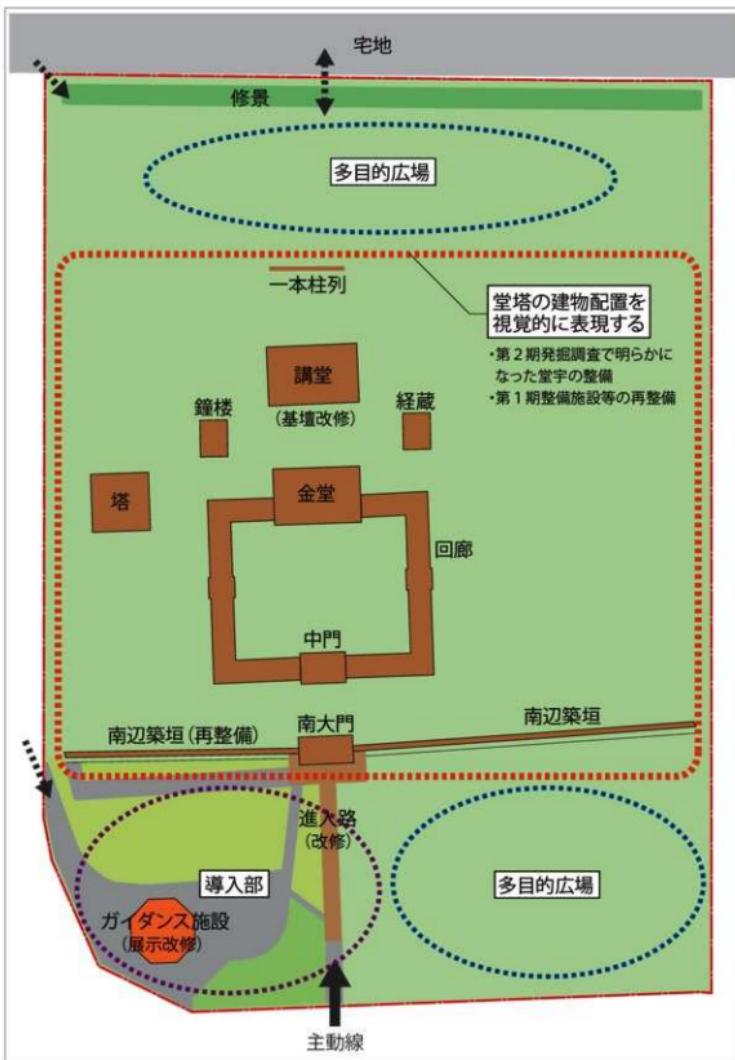
3 ガイダンス施設の展示改修

第2期の調査研究により明らかとなった上野国分寺の姿を反映了展示内容とする。現地で表現できない堂宇等は、模型やイラスト、VR や AR の活用を検討するなど、分かり易い展示を目指す。

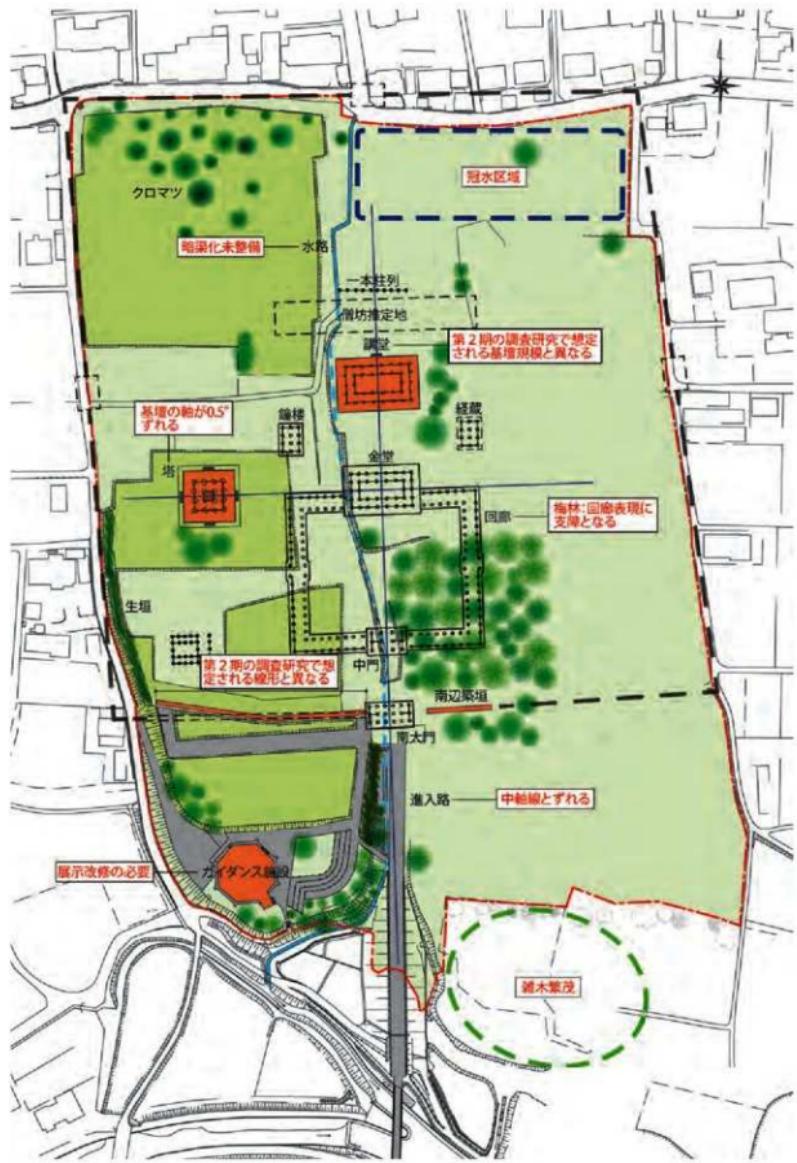
第4節 整備の事業計画

第2期整備事業を前期(2019～2023年度)・後期(2024～2028年度)事業として推進する。

前期事業として詳細な現地測量、整備基本計画の策定、基本設計、実施設計、地盤整備・水路暗渠化を実施し、前・後期事業として実施設計、整備工事(伽藍、ガイダンス展示改修)を実施する。



第29図 整備模式図



第30図 既存整備施設等整備への課題

第9章 管理運営

第1節 管理運営の方向性

日常の維持管理業務は、原則として群馬県教育委員会が主体となって行うが、史跡の適切な保存と活用の充実を目指して、群馬県関係部局・地元である前橋市・高崎市との連携を強化した管理運営体制を整える。また、将来にわたる活動の継続のために地域住民や地元関連団体と連携し、官民協働の体制を目指す。

第2節 方法と体制

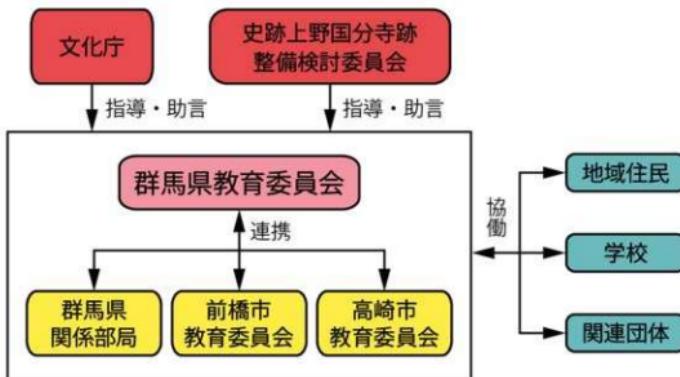
1 管理運営体制の充実

当面は、群馬県教育委員会が直営で管理運営を行う。地元である前橋市・高崎市両教育委員会との連携体制を強化するとともに、群馬県関係部局との連携を図り、体制を充実させる。文化庁と史跡上野国分寺跡整備検討委員会の指導・助言を受ける。

現在、ガイダンス施設は、群馬県教育委員会が直接雇用した臨時職員3名のローテーションにより見学者対応にあたっているが、より多くの人に史跡と関わってもらうよう将来的にボランティアガイドの導入・育成を検討する。

2 地域住民との協働体制の強化

現在、活動している地元関連団体(高崎市国府地区区長会や前橋市元総社地区自治会連合会、上野国分寺跡愛好会、上野国分寺まつり実行委員会、NPO法人しるく等)との連携を強化し、イベントや体験活動、日常の維持管理への地域住民の参加を促し、市民参加の体制を整える。また、こうした活動を通して、将来を担う人材の育成に取り組む。



第31図 管理運営体制の模式図

第10章 行動計画の策定・実施

今後、実施する各種の施策について、前章までに計画した保存・活用・整備・管理運営の内容を事業計画として整理する。第2期整備事業を実施する期間(2019～2028年度)、第2期整備事業完了以降(2029年度～)の2段階に分け、それぞれの施策を進めていくものとする。

第9表 事業計画

	第2期	第2期以降
調査研究	<ul style="list-style-type: none">・外郭施設や伽藍地範囲を確認するための発掘調査を継続する。・整備等の必要に応じて発掘調査を実施する。・史跡の価値を高めるため、保存活用に資するための調査研究を継続する。	<ul style="list-style-type: none">・整備等の必要に応じて発掘調査を実施する。・史跡の価値を高めるため、保存活用に資するための調査研究を継続する。
追加指定	<ul style="list-style-type: none">・外郭施設等、重要な遺構が確認された場合は追加指定を目指す。	
公有地化	<ul style="list-style-type: none">・追加指定となった民有地について、公有地化を目指す。	
保存	<ul style="list-style-type: none">・建築物・園路・水路・工作物・埋設物・地形・樹木等の現状変更等に対し、地区区分毎の取扱い基準に従って、遺構の保存に関する周知、協議による調整や発掘調査を行う。	
活用	<ul style="list-style-type: none">・整備工事との安全を考慮しながら現地での活用を実施する。・整備工事への県民参加を実施する。・上野国分寺の姿や役割を学べる活用を図る。	<ul style="list-style-type: none">・第2期整備が完了した現地を用いて有効な活用を実施する。・ガイダンス施設の史跡指定地外への移転を検討する。
整備	<ul style="list-style-type: none">・第2期の調査研究成果に基づく上野国分寺の本来の姿を表現する。・第1期整備施設等の再整備を行う。・整備工事期間中の情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none">・追加指定し、公有地化が進んだ範囲は整備を検討する。
管理運営	<ul style="list-style-type: none">・群馬県教育委員会が直営で管理運営を行う。・前橋市・高崎市・関係部局との連携を図る。・地域住民との連携に向けた周知と人材育成に取り組む。・ボランティアガイドの導入・育成を検討する。	<ul style="list-style-type: none">・適切な管理のあり方について検討する。

第11章 経過観察

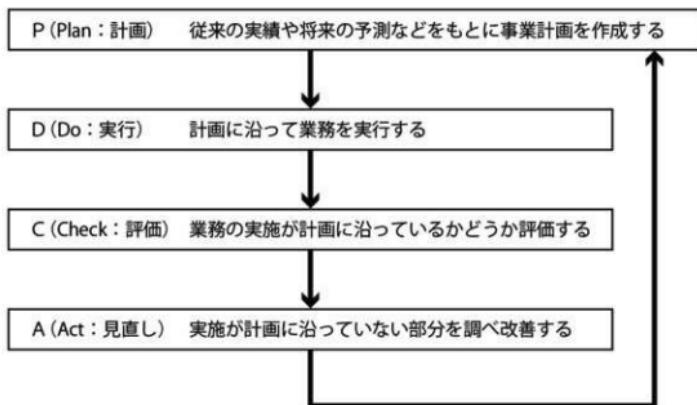
第1節 方針

史跡の確実な保存と充実した活用は、将来にわたって取り組むべきものである。管理者はその過程において、自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の理念に立ち返り、現状を把握・分析して問題点を改善していくことが求められる。この経過観察は、群馬県教育委員会が主体となって実施する。

第2節 方法

経過観察は群馬県教育委員会が主体となって実施し、その結果は県民に公表する。経過観察の方法としてPDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び改善点を次年度に反映させるためにも、毎年度実施することとする。

評価(C)の内容は、①重点課題の進捗状況の点検及び見直し、②保存・活用・整備・管理運営の実施項目と方法の点検及び見直し、③方法の妥当性の点検とし、見直し(A)の指標とする。



第32図 経過観察の方法

① 重点課題の進捗状況の点検

保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているかを具体的に明記し、群馬県教育委員会内の共通認識として現状を把握し、目標を明らかにする。

② 保存・活用・整備・管理運営の実施項目と方法の点検

基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるか、保存・活用・整備・管理運営の項目毎に実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを認識する。次頁に点検項目の案を示す。

③ 方法の妥当性の点検

上記②の保存・活用・整備・管理運営に係わる実施項目について、円滑に進められているかなどの妥当性を確認し、必要に応じて実施方法を見直す。

第10表 点検項目(案)

点検項目(案)	
保存	史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。
	各種調査記録類や出土遺物は、適切に保管・管理されているか。
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素(工作物・樹木等)の除却について、遺構を傷付けることなく行われているか。
	外郭施設等伽藍地が想定される範囲について、追加指定に向けた働きかけがなされているか。
	史跡周辺の景観保全のため、地域住民や関係機関との合意・連携が図られているか。
	条例や計画に則した景観保全の措置を定め、史跡周辺の環境や景観を良好に保つことができているか。
	上野国分寺の姿や役割を学び体験できる活用が図られているか。
活用	学びの場として、体験活動やイベントの内容は適切か。
	学校教育や生涯学習との連携は図られているか。
	地域住民と連携し、地域づくりの場としての活用が図られているか。
	活用事業に携わる人々は、史跡の価値を共有し、参画できているか。
	史跡の価値を普及するための情報発信は十分に行われているか。
	関連遺跡と連携した活用の充実が図られているか。
	継続的な発掘調査・研究と情報提供が行われているか。
整備	遺構を確実に保存するための整備が行われているか。
	遺構の表現は調査研究成果に基づいて適切に行われているか。
	第2期の調査研究成果に基づく、上野国分寺の本来の姿を示しているか。
	上野国分寺の姿や役割を表現する整備ができているか。
	伽藍地内の堂塔の表現手法は、正しく説得力のあるものか。
	ガイダンス施設での解説や展示施設は適切か。
	ガイダンス施設の機能は活用に有効か。
管理運営	便益施設や緑陰は適切に設置されているか。
	保存・活用に必要な、適切な体制が整えられているか。
	地域住民と協働での保存・活用の運営は、適切な方法で行われているか。
	活動に参加する関連団体の育成が図られているか。
	国・県・前橋市・高崎市・関係部局・関連団体との連携が図られているか。
	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか。
	関係機関との情報共有が図られているか。
保存・活用・管理運営に必要な予算や人員を十分確保し、適切に配分できているか。	
整備された施設の日常の維持管理は適切に行われているか。	
整備された施設の修繕は計画的かつ適切に実施されているか。	

卷末資料

- 文化財保護法
- 文化財保護法施行令
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
- 都市計画法
- 景観法
- 景観法施行令
- 農地法

参考文献

文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百二十四号)

最終改正：平成三十年六月八日法律第四二号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、邸宅その他の遺跡が我が国にとつて歴史上に学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峠谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(生育地を含む)及び地質(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という)。

(中略)

3 この法律の規定(百第九条、百第十条、百第十二条、百第二十二条、百第三一条第一項第四号、百第五十三条第一項第七号及び第八号、百第六十五条並びに百第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」は、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のためめぐらすことのできるものであり、且つ、将来的な文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構え)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活動に努めなければならぬ。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に當つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に關し必要な指示をることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、百第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わる当該重要文化財の管理の責めに任すべき者(以下この節及び百第六十七条第一項第一号において「管理責任者」という)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不适当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者又は管理に關するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び百第六十七条第一項第一号において「管理団体」という)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は逃避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他の特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(減失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者、管理責任者又は管理団体がある場合は、その者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に關し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要な文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団

体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に關する必要な措置を命じ、又は助告することができる。

2 前項の規定による命令又は助告に基いてる措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は助告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は助告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要な文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な助告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は助告に基いてる修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要な文化財に關する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關する指針を示すことができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第六款 離則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要な文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要な文化財に關するこの法律に基いてる文化庁長官の命令、助告、指示その他の处分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要な文化財の引渡しと同時にその指定を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属する権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 理蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指収及び命令)

第九十二条 土地上に埋蔵されている文化財(以下「理蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 理蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關する必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他の理蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他の理蔵文化財を埋蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の理蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十

日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 理蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘における理蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の理蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該國の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に當たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、理蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該國の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた國の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、理蔵文化財の保護上必要な助告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該國の機関等が各地区の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各地区の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は助告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十五条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実施するものを除き、理蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、理蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実施することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(中略)

(提出)

第一百条 遺失物法第四条第一項の規定により、理蔵物として提出された物が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の押明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に對し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(中略)

(遺失物法の適用)

第一百四条 理蔵文化財に關しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百五条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定す

することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前項第一項の規定による仮指定を行ふに当たつては、特に、関係者の所有権、業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に間に必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるとときは、文部科学大臣を通じて行ふものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理若しくは困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧に當該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するもの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

(中略)

第一百五十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十九条第一項第三項において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、看板、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方針及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合は除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を妨み、妨げ、又は忌避してはならない。

第五十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受け取る利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき概観料を徴収することができる。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百五十六条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項にだしお書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対する対応は、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に從わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対する対応は、文化庁長官は、原状回復をすることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

第一百六十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で命令に定めるものを受けなければならぬこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届け等)

第一百六十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他の文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届け出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(管理団体による買取りの補助)

第一百六十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認めらるるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第一百七十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更是保存に影響を及ぼす行為に關する事項を記載することがで

きる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

— 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に資するものであると認められること。

二 内容がつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行なうために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬ。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行なうに当たり、第百五十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出することをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徵収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の六において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の内情かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の内情かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(中略)

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告につきても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所存する土地又はその隣接地に立入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき实地調査及び土地の発掘、障害物の除去その他の調査のため必要

な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させられない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が損失し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各署の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならぬ。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百五十二条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關する勤告をすることとする。

5 関係各省各署の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勤告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各署の長は、文部科学省令で定める史跡名勝天然記念物を管理する各省各署の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることがある。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合においてその重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれが第百五十三条の二第二項各号、第八十五条の二第二項各号又は第百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第百七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各署の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十条の四 第百三十三条の二第三項第一号に規定する事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第二項に規定する事項が記載された重要な形民俗文化財保存活用計画又は第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十条の二第二項の同意(前条第一項の変更の同意を含む。)を得た場合において、当該重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行なうに当たり、第百六十七条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第百六十八条第一項(第一項に係る部分に限る。)の規定による同意を求めるわけはないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

(中略)

百七十七条の六 文部科学大臣は、百七十七条の二第二項の同意を得た各都道府県の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要な形民文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画(いずれも変更があつたときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができる。

(中略)

百七十七条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要な形民文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は百二十九条の二から百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は百二十九条の二第四項の認定(前項において準用する第五十三条の三第一項(前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。)又は百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じて当該重要文化財、重要な形民文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各都道府県の長と協商しなければならない。ただし、当該各都道府県の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

(中略)

(文化財保存活用大綱)

百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施設の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が處理する事務)

百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行なうこととされることがある。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第六十三条、第二十一条第二項(百七十二条第五項で準用する場合を含む。)及び百七十二条第五項で準用する場合を含む。)第三十七条第四項(第六十三条及び第二百十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)第六十三条、第六十七条第二項、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十九条第二項、第二百七十二条第五項及び百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指導監督

二 第四十三条又是百二十五条の規定による現状変更是保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止令(重大な現状変更是保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

(書類等の經由)

百八十六条 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき書類その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都道府県の区域内に存する場合にあつては、当該指定都道府県の教育委員会。以下この条において同じ。)を經由すべしものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経ずすべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(中略)

(中略)

第一百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを損失し、毀損し、又は貽生するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

一 第四十三条又は百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

一 第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(百八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項(百八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、袁亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

一 第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者のその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第二百九十三条から第二百九十六条までに違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(百八十三条で準用する場合を含む。)、第二百二十三条第三項、百八十六条第二項又は百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第六十五条で準用する場合を含む。)又は百八十五条第二項で規定する重要な文化財、重要な形民文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要な文化財、重要な形民文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、袁亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

一 第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第六十三条及び第二百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による重要な文化財若しくは重要な形民文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二百二十一条第一項(百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

(中略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

(中略)

五 第五十三条の六(第六十五条の四(百七十七条の二第一項において準用する場合を含む。)及び百七十二条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第六十六条及び百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第六十条の四及び百三十三条の三において準用する場合を含む。)第六十八条(第九十条第三項及び百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第六十九条の三において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(百七十二条の二第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十条(百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、

又は廃止しようとするときも、同様とする。

(後略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正: 平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のよう^{に定める。}

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第一百一十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号)及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損傷又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に關する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の実行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

二 理藏文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載することとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビキ型寫真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当者承諾書

二 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十一条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び今令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

二 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十一条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、その箇所に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六百八十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定の規定で、法第六百八十六条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

二 法第六百八十六条第三項で準用する法第百二十一条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求める場合においては、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

二 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

(後略)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日
(平成二七年一二月二一日最終改正)

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(中略)

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合

②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④地域を定めて指定した天然記念物に衝し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第一項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施についても、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行なうこと。

②当該現状変更等に關し、関係教育委員会の職員の立会いを求めるること。

③重要な構造などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真的記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更によって、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切りその他の地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切りその他の地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附屬する門、生け垣又は柵

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な觀測・測定機器

④木橋

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附屬して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港開港道を含む。

(三) 「道路の装備」には、既設の未舗装の道路の装備をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の未舗装の道路の被損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他のこれに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の縮幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 「工作物」の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一二五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さぐその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切りその他の地の形状の変更が、設置に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、柱標、注意札、境界標又は囲さぐその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会第回第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切りその他の地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切りその他の地の形状の変更が、除却に必要な最低限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三)「木竹の伐採が、法第二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。」

八 令第五条第四項第一号子関係

(一)「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するため行われる上塗、植物、鉱物等のサンプリング採取をいう。

(二)「学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的しない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。」

九 令第五条第四項第一号リ関係

(一)「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二)「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的捕獲をいう。

(三)「人の生命若しくは身体に対する危険の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危険の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をい。財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四)「捕獲」には、捕殺を含む。

(五)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(六) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正: 平成一七年三月二八日文部科学省令第一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第六十二条の規定を実施するため、同法第五十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第一百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 当所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地権

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(中略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第一百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八十条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは貯藏し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、貯藏、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)

の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当时における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 減失、き損等の事実を知つた日

十二 減失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネット写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項(法第一百二十条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届

出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他の参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行なわなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分界による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記証に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第二十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)百第二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名稱及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定期間

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の裏面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び

権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第百二十七条第一項(ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該する場合とする。

一 法第百八十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受け復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書きの規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)百第二十五条第一項(法第二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属性、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彙り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省又は仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委員会の名称)の文字(所有者又は

管理団体の氏名又は名稱を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又是仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又是仮指定の年月日

三 指定又是仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又是仮指定に係る地域を示す画面を

掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標識及び注意)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十七センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界

都市計画法

(中略)

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域内に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修繕その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する動植物資源、觀光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特別工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の貯蔵、貯藏若しくは加工が必要な建築物若しくは第一種特別工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における森林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告がなされた所有権移転等促進計画の定めるとところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的(同項第二号)に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。に從つて行う開発行為

六 都道府県の国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るために市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なもの

を示す方向指示線を、裏面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を記載するものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるもの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これららの施設の設置に際し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(開いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき開いその他の施設については、前条の規定を準用する。

(昭和四十三年六月十五日法律第百号)

最終改正：平成三十一年四月二十五日法律第二十二号

として政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集合地区計画の区域(地区整備計画又は集合地区整備計画が定められている区域に限る。)において、当該地区計画又は集合地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における規制の健全な支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住に着しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項(都道府県知事に届け出たもののが、当該目的に従つて、当該土地にに関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。))

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為

(開発許可の特例)

第十三条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わつている一部事務組合、広域連合若しくは準都市計画区域内外における開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び都市計画区域外の区域内における開発行為(同項第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国(機関又は都道府県等)と都道府県事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

(中略)

景観法

(平成十六年六月十八日法律第百十号)

最終改正：平成三十年五月十八日法律第二十三号

(中略)
(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例、以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着工予定期日その他の国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他の政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に際して設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

5 先各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該機関の権限又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとのべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

景観法施行令

(平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号)
最終改正：平成二七年一一月二六日政令第三九二号

(中略)
(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項 又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号又は口(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該景

三 景観重要建築物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号に掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の費用区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する費用区域をいう。)において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号))第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区(整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号))第三十二条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号))第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)又は集落地区整備計画(集落地区整備法(昭和六十二年法律第六十三号))第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他の政令又は景観行政団体の条例で定める行為
(中略)

(平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号)

最終改正：平成二七年一一月二六日政令第三九二号

親地区内に行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第四十三条第一項 若しくは第百二十条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第百六十七条规定の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第百六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項の許可若しくは同法第五条の協議に係る行為

四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(中略)

農地法

(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)

最終改正: 平成三十年五月十八日法律第二十三号

(中略)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長、以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものに供するため、農地を農地以外のものにする場合

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めることによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めることによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第三条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めることによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

六 土地取用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

七 市街化区域(都市計画法(昭和三十二年法律第六百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに供する場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十九アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八百四号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聽かなければならぬ。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるために必要なと認めるとときは、都道府県機構の意見を聽くことができる。

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地取用法第二十六条第一項の規定による告示の他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用に供するため農地以外のものにしようとするときその他の政令で定める相当の事由

があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な栽培条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)にある行政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1) の区域内に接する区域その他の市街化地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにしようとする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てないことその他の農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る官能条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

7 第一項の許可是、条件を附けてすることができる。

8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聽かなければならぬ。

10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。

11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに際し必要な事項は、政令で定める。

(農地又は採草放牧地の転用にための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にすため、これらの区域について第三条第一項に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の権利を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は都道府県等が、前項第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めることによつて同法第四条第一号の権利が設定され、又は移転される場合

三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めることによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつ

た所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合

五 上地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに關する権利が收回され、又は使用される場合

六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

七 その他農林水産省令で定める場合

二 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、上地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農地利用地計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他の政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定めたる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地であつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他の市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 第号イ及びロに掲げる農地(同号イ)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住む

の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 評設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 評設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養蚕の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

3 第三条第五項及び第七項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

参考文献

- 内務省 『埼玉茨城群馬三県下に於ける指定史蹟』 1927
- 群馬県 『群馬県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第1集 1929
- 豊国覚堂 「東国分発掘の梵鐘に就て」『上毛及上毛人』第218号 1935
- 群馬県教育委員会 『上野国分尼寺跡発掘調査報告書』 1970
- 群馬県教育委員会 『上野国分寺周辺地域発掘調査報告—僧寺尼寺中間地域の考古学検討—』 1971
- 群馬町教育委員会 『群馬町埋蔵文化財調査報告』第1集 1975
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡—寺域確認発掘調査概要一』 1981
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要2』 1982
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要3』 1983
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡整備基本計画』 1983
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要4』 1984
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要5』 1985
- 群馬県 『群馬県史』資料編4 原始古代4 1985
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要6』 1986
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要7』 1987
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査概要8』 1988
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』 1988
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』 1989
- 群馬県 『群馬県史』通史編1 原始古代1 1990
- 群馬県 『群馬県史』通史編2 原始古代2 1991
- 群馬県教育委員会 『上野国分尼寺跡・上野国分二寺中間地域』 1993
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書—史跡等活用特別事業—』 1994
- 木津博明 「上野国分寺」『聖武天皇と国分寺』関東古瓦研究会 1998
- 桜岡正信・岡口功一 「古代寺院の付属施設に関する一考察」『群馬考古学手帳』11 2001
- 前澤和之 「国分寺と「上野国交替実録帳」」「国分寺の創建」思想・制度編 2011
- 文化庁文化財部記念物課 『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編 同成社 2013
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡第2期発掘調査概報』 2016
- 群馬県教育委員会 『史跡上野国分寺跡第2期発掘調査報告書—総括編—』 2018

史跡上野国分寺跡保存活用計画

平成 31(2019)年 3月 18 日 発刷
平成 31(2019)年 3月 25 日 発行

編集・発行／群馬県教育委員会事務局文化財保護課

〒 371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1番 1号
電話(027)223-1111(代表)
ホームページアドレス <http://www.pref.gunma.jp/>
自刷／ジャーナル印刷株式会社

